

平成19年 9月26日から

平成19年 9月27日まで

標 茶 町 議 会
第3回定例会会議録

於 標茶町役場議場

平成19年 標茶町議会第3回定例会会議録目次

第 1 号 (9月26日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定について	3
行政報告及び諸般報告	3
厚生文教委員会所管事務調査報告	9
産業建設委員会所管事務調査報告	10
一般質問	
深見 迪 君	12
平川 昌昭 君	23
林 博 君	27
後藤 勲 君	32
黒沼 俊幸 君	37
小林 浩 君	42
報告第 8号 専決処分した事件の承認について (損害賠償)	44
報告第 9号 専決処分した事件の承認について (補正予算)	47
報告第10号 株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について	50
議案第41号 標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について	57
議案第42号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について	58
署名議員の追加指名	58
議案第43号 標茶町下水道条例の一部を改正する条例及び政治倫理の確立のための 標茶町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について	61
議案第44号 平成19年度標茶町一般会計補正予算	63
議案第45号 平成19年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	64
議案第46号 平成19年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	65
議案第47号 平成19年度標茶町病院事業会計補正予算	66
延会の宣告	68

第 2 号 (9月27日)

開議の宣告	73
議案第44号 平成19年度標茶町一般会計補正予算	73
議案第45号 平成19年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	73
議案第46号 平成19年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	73

議案第 4 7 号	平成19年度標茶町病院事業会計補正予算	73
	(議案第44号・議案第45号・議案第46号・議案第47号 審査特別委員会報告)	73
議案第 4 8 号	固定資産評価員の選任について	74
認定第 1 号	平成18年度標茶町一般会計決算認定について	75
認定第 2 号	平成18年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算 認定について	75
認定第 3 号	平成18年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	75
認定第 4 号	平成18年度標茶町老人保健特別会計決算認定について	75
認定第 5 号	平成18年度標茶町土地区画整理事業特別会計決算認定について	75
認定第 6 号	平成18年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	75
認定第 7 号	平成18年度標茶町病院事業会計決算認定について	75
認定第 8 号	平成18年度標茶町上水道事業会計決算認定について	75
意見書案第 5 号	地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の着実な推進に関する 意見書	75
閉会中継続調査の申し出について	(総務委員会)	76
閉会中継続調査の申し出について	(厚生文教委員会)	76
閉会中継続調査の申し出について	(産業建設委員会)	76
閉会中継続調査の申し出について	(議会運営委員会)	76
議員派遣について		76
閉議の宣告		76
閉会の宣告		77

平成19年標茶町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成19年 9月26日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定について
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 5 産業建設委員会所管事務調査報告
- 第 6 一般質問
- 第 7 報告第 8号 専決処分した事件の承認について
- 第 8 報告第 9号 専決処分した事件の承認について
- 第 9 報告第10号 株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について
- 第10 議案第41号 標茶町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 第11 議案第42号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について
- 第12 議案第43号 標茶町下水道条例の一部を改正する条例及び政治倫理の確立のための標茶町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第44号 平成19年度標茶町一般会計補正予算
- 議案第45号 平成19年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
- 議案第46号 平成19年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第47号 平成19年度標茶町病院事業会計補正予算

○出席議員（16名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 田中進君 | 2番 黒沼俊幸君 |
| 3番 越善徹君 | 4番 伊藤淳一君 |
| 5番 菊地誠道君 | 6番 後藤勲君 |
| 7番 林博君 | 8番 小野寺典男君 |
| 9番 末柄薫君 | 10番 舘田賢治君 |
| 11番 深見迪君 | 12番 田中敏文君 |
| 13番 川村多美男君 | 14番 小林浩君 |
| 15番 平川昌昭君 | 16番 鈴木裕美君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	及川直彦君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	森山豊君
税務課長	中居茂君
管理課長	今敏明君
住民課長	妹尾昌之君
農林課長	牛崎康人君
商工観光課長	佐藤啓一君
建設課長	井上栄君
水道課長	山口登君
育成牧場長	表武之君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	臼井好和君
教育長	吉原平君
教育管理課長	島田哲男君
社会教育課長	藤岡克己君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤吉彦君
議事係長	中島吾朗君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長（鈴木裕美君） ただいまから平成19年標茶町議会第3回定例会を開会します。
ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長（鈴木裕美君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鈴木裕美君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長より
10番・館田君、 11番・深見君、 12番・田中敏文君
を指名いたします。

◎会期決定について

- 議長（鈴木裕美君） 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から9月27日までの2日間といたしたいと思ます。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。
よって、本定例会の会期は、本日から9月27日までの2日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長（鈴木裕美君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・池田君。

- 町長（池田裕二君）（登壇） 先の臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の七点について補足いたします。

第一点目は、町営バス茶安別線でのバス接触事故発生報告についてであります。

- 去る8月30日に発生いたしました町営バス茶安別線でのバス接触事故発生についてのご報告を申し上げます。

町営バス茶安別線4便は役場発16時の便であります。下茶安別から折返し運行中、中茶安別市街付近で運転乗務員が尿意をもよおし、止むを得ずコンビニ駐車場に駐車したところですが、あいにく駐車スペースがコンビニ駐車場釧路方面奥側の店舗と相手車両との間のみしか空いておらず、バックで駐車し、用を足しバスを発進させ、特に異常を認めず復路を運行し車庫に格納したところです。

その後、午後7時頃、町運行委託会社へ当事者であります阿歴内在住のコンビニ店従業員の方から接触確認の連絡が有り、早々車庫にて当方バスの接触痕を確認いたしました。夜間のため痕跡を確認する事が出来ず、明日再確認することでご理解をいただき翌朝車体を確認したところバス右側後方バンパー角に接触痕を確認したところです。その後相手方ご自宅を訪問し、接触痕と一致したことを確認し、謝罪をしたところであります。

原因につきましては、バス発進時に内輪差により接触したものと思われま。

なお、事故当時は乗客は乗車しておりませんでした。

本件事故は止むを得ない事情により駐車した事が原因とはいえ、常に細心の注意を払い安全運行に努める義務と責任がありますことから、今後ともバス運行委託事業者のみならず、職員を含め、事故防止に対する安全運転の徹底及び交通ルールの遵守を更に指導強化してまいり所存でございますのでご理解を賜りたいと存じます。

二点目は、台風9号による本町の災害対応についてでございます。

去る9月7日から9月8日にかけて、北海道に上陸した台風9号による本町の災害対応についてご報告いたします。

発達しながら日本列島を縦断した台風9号は、関東と東北に大きな被害をもたらし、道内においても、家屋の床上・床下浸水のほか、停電や交通網への被害をもたらしました。

本町では、多いところで最大時間雨量20ミリ以上の豪雨となり、総雨量で120ミリ余りに達しております。

本町での台風対策につきましては、前日の7日、午前9時30分と午後4時の二回、災害対策会議を開催し、台風の接近に備え、対応を検討しておりましたが、午後4時20分に釧路中部地方に大雨洪水警報が発令されたのを受けまして、「標茶町台風9号災害対策本部」を設置したところです。

本町の被害状況につきましては、人的被害や建物等への被害については幸いありませんでしたが、町道等、45路線66箇所において、砂利道の路盤砂利の流出、法面、路肩の一部崩壊など道路被害が発生いたしました。

被害件数の多かった砂利道の路盤流出につきましては、砂利の補充とグレーダーによる路盤整正により早期復旧を図りました。路肩及び盛り土崩壊箇所につきましては、被害が軽微な箇所は即時復旧工事を行いました。残り13箇所については、当面の安全対策を実施しましたが、早急な対応が必要なことから、予算の不足について9月10日付けで専決処分により補正をさせていただき、順次復旧工事を実施しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

復旧工事箇所について、単独災害復旧事業申請が可能と思われる箇所につきましては、関係機関との協議を行い、起債事業による対応を図りたいと考えているところです。

また、8日、午前1時過ぎから暴風雨の影響により電線に倒木被害が発生し、塘路・阿歴内・磯分内など、町内各地で停電となりましたが、同日、午前7時33分に全線で復旧しているところです。

町内全域の被災状況確認と情報収集には、消防署員・団員及び職員一丸となって対応したところであり、幸い大きな農業関係への被害及び給水施設への影響もないことから、8日、午前8時20分に災害対策本部を解散しております。

今後とも、災害等に対しまして、安全・安心のまちづくりを進めるため、防災対策充実のため、努力してまいるところでございますので、ご理解をお願いいたします。

三点目は、HAC釧路・旭川線の廃止問題に伴う小児科医師派遣確保についてであります。

ご承知のとおり、HAC釧路・旭川線につきましては、道東と道北を結ぶ路線であり、平成10年から続いております本町の小児科診療を担っていただいております旭川医大の医師派遣を支える貴重な足となっておりますが、一方で、搭乗率の低さから路線維持そのものが危機的状況になっていることから、町といたしましては、地域医療を確保すべく、路線の維持、利便性の向上について、再三、HAC及び道交通企画室並びに保健医療局対し要請を行ってきたところであります。

しかしながら、昨年までの平均搭乗率は30%台であり、本年度については30%を割る状況が続くなど、搭乗率の改善がみられず、今般、経営状況の悪化と相まって、本年度いっぱいでの廃止方針が打ち出されたところであります。

町といたしましては、道交通企画室に対し、路線の継続について再度要請するとともに、この状況を旭川医大に伝え、情勢の変化にかかわらず引き続き医師の派遣が継続されることを強く要請してまいりましたが、旭川医大からは、これまでの議長、院長共々ねばり強く行ってまいりました行動や、本町の置かれている医療・診療状況等への理解をいただき「標茶町立病院へは来年4月以降も医師を派遣する」との回答を得ております。

ただし、代替の交通機関として、夕刻の釧路～札幌線が望まれており、今後につきましては、引き続き、路線継続を望むとともに、旭川医大の意向を反映すべく、代替路線の確保を道に対し、強く要請してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

四点目は、JR釧網線の利便性の確保についてであります。

今般、JRのダイヤの変更により、本町住民をはじめ沿線利用者等に影響を及ぼすことが懸念されることから、JR釧路支社に対し申し入れを行いましたので報告をいたします。

10月1日付で変更されるダイヤによりますと、釧路発・摩周行きの最終便は、現状、釧路駅を午後9時18分に出発し、標茶駅には午後10時08分到着となっておりますが、変更内容は、釧路駅を午後10時05分に出発、標茶駅には午後10時58分着となっております、約1時間

遅れとなります。

乗車実態をみますと、釧路市内に通う高校生や専門学校生、社会人など15名程度が乗っており、このことによる影響としては、学生の学業や身体への影響、防犯上の問題、部活動の断念などが懸念され、また、列車の待ち時間が現状の3時間から4時間に広がることにもなります。こうしたことから同様な懸念を持つ弟子屈町長とともにJR北海道釧路支社長に対しまして、早期改善の申し入れを行ったところであります。

JR北海道釧路支社からは「実情については理解したので本社に上申し改善の努力を行うが、車両や乗務員の関係から、来年3月前後の見直しを目指したい」との回答を得ており、今後も引き続き早期改善を図るべく対応してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

五点目は、スポーツ合宿誘致の結果についてであります。

本町の合宿誘致につきましては、地域経済の活性化、人的、技術的交流による有効な情報収集と良質な情報発信を目的に例年行われ、夏の風物詩ともいべき事業となっております。

本年度につきましては、合宿誘致委員をはじめ、関係者の方々の努力によりまして、常連となっております天満屋、九電工、アコムの実業団陸上部チーム、日体大スケート部、釧路スケート連盟、釧路陸上協会などに加え、北広島高校野球部が新たに加わるなど5競技8団体の来町となりましたが、高校における「はしか」の流行により合宿を見合わせる団体もありましたことから、延べ人数は昨年を若干下回る1,740人となっております。

各団体は、本町の恵まれた環境の中で、十分なトレーニングを積むなかで、住民との交流や、地元の児童生徒に対する技術指導も行うなど、所期の目的を達成したものと考えます。

また、参加団体の内、北海道マラソンに出場した複数の選手は上位入賞を果たし、また、誘致委員が大会会場で誘致活動を行ったことから、本町の魅力について更に理解を深めることができたところであります。

今後につきましても、積極的に誘致を行い、質、量ともに充実した事業展開を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

六点目は、在沖縄米軍による県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施についてであります。

平成19年第1回定例議会において、在沖縄米軍による矢白別演習場での沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施についての概要をご報告いたしました。その後の対応について報告をいたします。

矢白別演習場での訓練は、9月18日から10月1日までの間の14日間のうち10日間実施され、人員約220名、車両約50両、砲門4門によって行われております。

これに先立つ9月6日には、矢白別演習場関係機関連絡会議として、在沖縄米軍の訓練が固定されないこと、日数が拡大されないこと、並びに夜間射撃訓練を行わないことと合

わせまして、騒音対策について申し入れを行ったところではありますが、訓練二日目の9月19日に夜間射撃訓練が実施されたことを受け、翌20日に矢臼別演習場関係機関連絡会議の代表として、北海道が再度北海道防衛局に要請を行ったところでもあります。

なお、町といたしましては、状況の把握、関係機関との連絡調整、住民生活の維持安定を図るため、9月3日に対策本部を設置し、従前と同様の内部体制を整え、万全を期しているところでもあります。

また、今回の訓練の情報提供につきましては、広報しべちや9月号並びに農家ファックスにより行ってまいりましたが、今後の米海兵隊撤収までの動向を注視し、引き続き万全を期してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

七点目は、職員の在職状況についてであります。

18年度中における途中退職者につきましては、事務職2名、保育士1名、看護師1名、介護士3名の計7名であります。そのうち、看護師1名、介護士1名の補充にとどめ、また、定年退職者につきましては、事務職2名、保育士1名の計3名であります。本年4月1日を持って事務職5名、放射線技師1名、介護支援専門員1名、介護士3名の採用を行った結果、退職者10名、補充等が12名で差し引き2名の増となり、職員総数は278名となりました。

過去5年間における職員削減は29名となっております。

なお、本年4月1日付で監査委員事務局長につきましては行政改革方針に従いまして、職員の併任発令を行っておりますし、年度中に事務職1名、介護士1名が退職しておりますので、現時点の職員数は276名となっておりますことをご報告いたします。

組織人員の見直しにつきましては、今後とも住民サービスの低下を招かないよう十分意を配しながら引き続き努力してまいり所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 平成19年第3回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下、四点につきまして、補足し、ご報告いたします。

はじめに、「標茶町スポーツ表彰」についてであります。

平成19年度標茶町スポーツ表彰式が、9月23日標茶町駅伝競走大会会場で行われました。この表彰は本町民または、本町に在住した方で、スポーツにおいて優秀な成績を収めた方及びスポーツの振興に寄与された方に対し表彰するものであります。本年度の被表彰者は、2団体、5個人であります。

スポーツ活動における全国大会、全道大会において、優秀な成績を収めたものとして、標茶中学校男子卓球部、標茶高等学校スピードスケート部男子チーム、標茶小学校4年・

松本健太さん、標茶小学校5年・服部菜那さん、標茶小学校6年・武山桃子さん、標茶中学校3年・木下義基さん。

以上、2団体4個人の方々にはスピードスケート、卓球及び陸上の活躍によるものです。

スポーツの振興に寄与されたものとして、標茶町パークゴルフ協会川向直衛さん。川向さんは、パークゴルフの黎明期より競技の普及につとめられ、国際パークゴルフ協会の公認アドバイザー資格を取得され、所属団体の発展に寄与されたばかりでなく、広く本町のパークゴルフの振興に寄与されたことによるものであります。

今回、受賞された皆さんが、今後とも本町のスポーツの発展、普及に対しご尽力いただけるよう期待するところであります。

二点目は、児童生徒が各種大会において、大きな成果を収めましたので、ご報告申し上げます。

小学生において、6月16日、17日に旭川市で開催されました北海道小学生陸上競技大会に地区大会を通過した18名の選手が出場し、標茶小学校4年生・松本健太くんが4年男子800メートルで第3位、同じく5年生・服部菜那さんが5年女子走り高跳びで第2位、同じく6年生・武山桃子さん6年女子走り高跳び第3位と、いずれも自己新記録で入賞を果たしました。

また、中学生においては、7月25から27日に上川地方士別市で開催されました中体連陸上競技全道大会、男子走り幅跳びで、標茶中学校3年生・服部真也さんが第8位に入賞を果たしました。

また、8月3日から5日に室蘭市で開催されました中体連卓球全道大会の男子団体戦では、標茶中学校男子卓球部が第3位に、また男子個人戦でも標茶中学校3年生・木下義基くんが第3位にいずれも入賞を果たし、8月20日から23日に青森市で開催されました全国大会へ出場するという快挙を成し遂げました。結果については、健闘するも団体は予選リーグ二回戦敗退、個人戦は一回戦敗退となりましたが、今後における更なる活躍を期待するところであります。

三点目は、標茶町駅伝競争大会の開催であります。

9月23日、38チーム、273名の参加者により力走が繰り広げられました。記録ではありますが、高校女子で区間タイ記録が出ております。

四点目は、図書を受贈についてであります。

標茶町図書館への図書の寄贈であります。標茶古本市の会から児童図書19冊(52,690円相当)の寄贈をいただき、昭和59年から累計で1,179冊(1,599,450円相当)となりました。心より感謝の意を表するものであります。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君）引き続き、議長から諸般の報告を行います。

諸般報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・深見君。

○厚生文教委員会委員長（深見 迪君）（登壇） 厚生文教委員会所管事務調査の報告を行います。

調査日時は、8月9日と8月19日の2日にわたって行いました。

調査事件は教育施設等の整備状況ということで、耐震調査がいま行われて、ずっといきましたけれども、それと関係して、標茶町の小中学校の校舎及び体育館施設等は、新耐震基準に合わせて、安全なものかどうかということについての調査を行いました。

8月9日については、議員室で行いましたが、調査の目的や耐震調査の実態把握、耐震調査の結果による補強工事の見通し、安全性の確保、あるいは調査の対象施設等について協議しました。

それに基づいて、8月19日、磯分内中学校、磯分内小学校、虹別中学校の三校について、実際に現場に行きまして様々な調査を行いました。

その三校でどのような内容のものが、確認できたかということについては、ここに記述しているとおりでありますので、お手元の文書をお読みになっていただきたいというふうに思います。

調査終了後、議員室において協議を再開しましたが、そのことについて述べたいというふうに思います。

一番目は、旧耐震基準（震度5強）では、すべての学校で基準を満たしている。釧路沖地震、このときは震度6弱でありました。東方沖地震、これは震度5強でありました。このときも沼幌小学校を除いては、磯分内小学校、中茶安別小中学校のガラス破損が主な被害でありました。

二つ目に、新耐震基準、これは震度6強・7ということなのですが、では磯分内小学校校舎・屋内体育館、中茶安別小中学校屋内体育館、塘路小中学校校舎・屋内体育館、標茶中学校校舎・屋内体育館、磯分内中学校校舎・屋内体育館、虹別中学校校舎・屋内体育館の各校が、標茶町の場合は基準を満たしていないということがわかりました。

標茶の学校は、PC工法、いわゆるプレキャストコンクリート造りということで、これは当時としては、非常に一番頑丈な建物だというふうに説明がされていたわけですが、この校舎

の耐震性については、未だ不明の部分が多々あります。北海道に多くて、これによる被害があまり出ていないということもあって、果たして震度6強や7の地震にこれが耐えうるかどうかということについては、まだ不明な部分が多くあるということで、いっそう建替えるということが最善な策であるのでありますけれども、補強によって耐震基準を満たせるかどうか、現在その工法も含めて、調査中であります。

私たちは、厚生文教委員会の中で、地震はいつ来るか誰にも予測できないものであるわけで、自然災害から児童生徒の安全を守るために、仮にそれが小規模校であっても、全ての児童生徒の安全を守るために、一日も早くこの調査をして方向性を出すことが急務であるというふうに考えました。

あわせて、学校建築物の補強、改築が直ちにでき得ないことから、突然の自然災害に備え各学校においては、災害から児童生徒を守るための備えを日常的に怠りなくする必要があると考えました。

この五番目については、各学校では、日常的に、いろんな工夫や訓練、例えば、かなり古い校舎では、窓ガラスが落ちて、それが頭上に落下しないように、例えば、少人数になってきていますから、机を中央のほうに寄せるなどして、その被害から身を守るとか、或いは日常的な避難訓練とかという、努力を各学校ではしていたということも確認してまいりました。

以上で、厚生文教委員会の所管事務調査報告を終わります。

(何か言う声あり)

○議長（鈴木裕美君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎産業建設委員会所管事務調査報告

○議長（鈴木裕美君） 日程第5。産業建設委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長・越善君。

○産業建設委員会委員長（越善 徹君）（登壇） 去る8月10日に実施いたしました産業建設委員会の所管事務調査について報告をいたします。

調査日時につきましては、平成19年8月10日。調査場所、これは現地については4カ所でございます。町道標茶中茶安別線、これは現地で調査しております。同じく標茶町育成牧場、これも現地の調査でございます。町道虹別ふ化場線、同じく現地の調査でございます。虹別のオートキャンプ場につきましては、キャンプ場の事務室、ここで実施しており

ます。あと総括的なものとして、議員室で調査を実施しております。

それでは、内容についてご説明を申し上げます。

1. 調査事件 (1)標茶中茶安別線の道路状況について、(2)標茶町育成牧場施設の解体について、(3)虹別ふ化場線の道路状況について、(4)虹別オートキャンプ場の状況について。2番目の出席者については、省略をいたします。

3. 調査の経過

(1)の標茶中茶安別線の道路状況については、工事起点におきまして、建設課長から「町道標茶中茶安別線の道路改良事業」について説明を受け、質疑等を行いながら、町道終点まで道路状況を視察いたしました。それで現地での調査を終了しております。

調査結果につきましては、本路線の現状は、延長12.8Km、幅員は5.5m～6.5mであり、一部防塵処理をしておりますけれども、残りについては砂利道であります。

この改良事業については、現地盤が比較的安定しているため、災害時に主要道厚岸標茶線が不通になった場合の代替道路として、また、茶安別地域や周辺の採草のためにも、急勾配及び急カーブを緩和し、砂利道から舗装道路へ改良をして、安全な車両の通行を確保する必要があるということでございます。

(2)の標茶町育成牧場施設の解体について。

調査の経過につきましては、現地におきまして、育成牧場長より旧基地の旧事務所、D型ハウス4基、詰所、油庫、乾燥庫の解体について説明を受けております。

調査の結果、上記の施設のうち、旧事務所、詰所、油庫、乾燥庫については、昭和44～46年度に建設されたものでありまして老朽化が非常に進んでおります。そのため、使用に耐えられないような状況となっております。

事務所、油庫については、既に新基地に整備されております。D型ハウス4基については一度解体し、平成20年度を目処に再利用を図るものであり、これらの施設解体後の用地については、哺育牛舎施設を建設するものであります。

(3)虹別ふ化場線の道路状況について。

調査の経過につきましては、現地で、この町道虹別ふ化場線の改良工事について、建設課長より説明を受けおります。

調査の結果につきましては、本路線は延長6.8Kmでありますけれども、そのうち2.7Kmについては、道営事業により改良舗装済みであります。したがって残り4.1Kmについて実施するものでありますけれども、現舗装幅員が5.5～6.0mと狭く、路肩部分の段差、これは縦断方向についての段差でございます。舗装のひび割れ等が随所に発生している状況であります。このため大型車両が増えてきた現在では、交通障害も発生しているところでございます。

これらを解消させるため、平成19年度から平成24年度までの6年間で舗装幅員7.5m＋路肩部分1.0mの改良事業を実施するというところでございます。

最後に 虹別オートキャンプ場の状況について説明をいたします。

調査の経過につきましては、管理事務所におきまして、商工観光課長から「虹別オートキャンプ場」の現況について説明を受け、さらに同施設の維持管理を受託している虹別

地域振興会の特別委員会「虹別オートキャンプ場特別委員会」の米良副委員長からも維持管理上の問題点について説明を受けております。

調査の結果につきましては、(a)平成12年度から平成18年度までの年間委託料については、4,660千円と変化がないということでございます。

(b)年間収入は、平成15年度以降、約5,000千円程度を維持しており、委託料を上回っている。町内の委託施設では、唯一の優良な施設であるということでございます。

(c)年間通しての施設利用が難しいため、年間利用人数は11,000人程度が限界であるということでございました。

(d)施設内に空きスペースはあるが、キャンプ場を新たに造成しても、管理人の増員や維持管理費用の増加等が生じるという、一つの問題が生じているところでございます。

(e)施設の性格上、キャンピングカーの汚水処理についても、利用者からそういう排水をしたということの要望もあるということは聞いております。

(f)このキャンプ場が開場して8年目になるわけですがけれども、そろそろ施設の老朽化も目立っておりますので、今後、建物等の塗装や施設管理に費用がかかるような状況になってきております。今後の施設の改修計画と費用計画が、今後必要になると思われれます。

以上、産業建設委員会所管事務調査について、ご報告を申し上げます。

○議長（鈴木裕美君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、産業建設委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎一般質問

○議長（鈴木裕美君） 日程第6。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君）（登壇） 私は、二点について質問したいというふうに考えています。

はじめに、学校図書館の図書整備の充実についてであります。

学校図書館の整備充実と、それから図書活動の非常に大切な果たす役割というのは、共有しているというふうに思いますけれども、あらためて、学校図書館というのはどういふものであるか、ということについて少し述べて、質問したいというふうに思います。

文部科学省は、平成19年1月11日に「公立義務教育諸学校の学校図書館図書整備に関する新たな5カ年計画策定に伴う図書整備の推進について」という通知を各都道府県教育委員会に出しました。ことしの4月から実施するという内容であります。

この通知の内容は、文部科学省が平成19年度から平成23年度までの新たな5カ年計画

を策定し、これに基づく図書整備の促進を求めたものです。その予算規模は、5年間で総額約1千億円、単年度では200億円というかなり大規模な予算であります。昨年までは年間130億円くらいでしたから、その約1.5倍を超える予算になっています。

小学校学習指導要領では、各学年の国語科の目標の中で、低学年では「楽しんで読書しようとする態度を育てる。」、中学年では「幅広く読書しようとする態度を育てる。」、高学年では「読書を通して考えを広げたり深めたりしようとする態度を育てる。」というふうに記述されています。各学習活動の中でも、随所に読むことによって養われる力の育成が記述されています。また、その学習指導要領の第4章の特別活動では、学級活動でも「日常の生活や学習への適応及び健康や安全に関すること。」で、学校図書館の利用がうたわれています。他の教科でも、「指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い」の中に「学校図書館の活用」が、それぞれ明記されています。

また、中学校学習指導要領でも、その総則の中で「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。」が位置づけられているのをはじめ、各教育活動全般にわたり読書活動と学校図書館の活用が定められています。

町の教育方針の中でも「豊かな心を育てる読書活動の推進」が掲げられ、町内の各学校でも「読書活動の習慣化、朝学習における読書、読書タイムの設定」など、町立図書館活動とも連携しながら、特別な取り組みをしています。しかし、残念ながら本町の学校図書館の整備内容は、文部科学省の標準からみても、それから現場の実態から見ても極めて低い状態にあるというふうに考えます。

そこで質問いたしますが、第一点目に文部科学省の「学校図書館図書整備」に関する新5カ年計画は、どのような内容ですか。

また、計画に伴う図書整備を推進し学校図書の充実を図るべきと考えますが、町はこれをどの様に推進していくのか、ご所見を伺います。

二つ目として、今後、蔵書を増やすのみでなく、図書館の本棚等、図書館環境の充実を図り、児童生徒が図書館に行きたくなるような、そういう環境整備、これにも力を入れるべきだというふうに考えますが、現状と考えを伺いたいというふうに思います。

二つ目の質問です。

現在、季節労働者への様々な制度の廃止や雇用保険の特例一時金の減額が行われて、季節労働者を取り巻く環境が厳しくなっています。この冬、どうやって越したらいいのだという、そういう季節労働者の方々が標茶町でもたくさんいます。

そこで、いくつかの点について、伺いたいのですが、第一点目は、冬期技能講習制度、冬期雇用安定奨励金の廃止、雇用保険の特例一時金の削減が行われましたが、標茶町で影響を受ける季節労働者の人数、業者数、及び地域経済への影響について伺います。

二点目、国は冬期技能講習制度などを廃止した後の対策として、通年雇用促進支援事業を10月から実施するとして、既に協議会が作られ、池田町長も参加しているというふう

に思いますが、事業計画内容について伺います。

また、「協議会」の構成、設立総会などでどのような意見が出たのか、この点についても伺います。

三点目、道の通年雇用促進事業計画は、道内の全季節労働者の約12%程度にすぎません。町として、緊急に季節労働者の生活対策を講ずる必要があると考えますがいかがでしょうか。また、冬期就労事業の一層の拡大をめざすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

四点目、本町の季節労働者の実情を踏まえ、町長自ら、既にご努力されていると思いますが、更に一層、国や道に対して、要請活動を積極的に展開すべきと考えますが、町長の姿勢とご所見を伺います。

もう一つですね、これは質問通告にはなかったのですが、内容的に関連するので、一つ聞きたいと思うのですが、協議会の中でも審議されていると思うのですが、季節労働者能力開発支援助成金制度が16年から18年度行われて、この点について、新年度の19年度から新たな事業がどういうふうに行われようとしているのか、その点について、もし資料がございましたら、ついでに答弁していただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 11番・深見議員のご質問にお答えします。

はじめに文部科学省が平成5年に設定した「学校図書館図書標準」に対する本町各小中学校の現状とその対応についてであります。

各小中学校の標準図書数に対する蔵書冊数は、議員ご指摘のとおり、下回っている状況となっております。各学校ごとのばらつきがありますので、総体で申し上げますが、平成18年5月現在の小中学校蔵書総冊数は、13,593冊であり、標準図書冊数39,800冊と比較し約34%の達成率となっております。

また、中学校では、蔵書数14,720冊、標準図書数41,680冊で、約35%の達成率となっております。国の示す図書標準冊数の算出方法は、小・中学校いずれも基準学級数を基本としており、本町の多くが複式学級のため、一校あたりの児童生徒数が少ないことから単純比較の出来ない一面もあると考えます。

また、今日の情勢から、その蔵書数を標準まで整備することは、大変厳しい状況となっております。

このような現状の中、各学校の児童生徒に対する図書提供の対応策としましては、学校図書館法にも規定されております公立図書館等との緊密な連絡・協力が大変重要と認識しており、現在、町立図書館との連携による図書の活用を最大限進めているところであります。

具体的には、標茶中学校を除く各小中学校へ月二回「図書館バス」の運行を行うとともに、標茶小学校、標茶中学校、磯分内小学校を除く各学校には、一回あたり130冊から

500冊の配本を年5回実施しているところであります。

二点目の国から示された学校図書館図書の整備新五カ年計画の内容についてであります。

国において平成19年度から平成23年の5年間で、毎年約200億円、(増加冊数分で約80億円、更新冊数分120億円)総額1,000億円の地方交付税による財政措置を講じるというものであり、各学校図書館図書の標準整備促進及び利用価値の乏しい図書の更新など、選択と整理を計画的に努められたい旨の内容であります。

現在、本町の学校図書整備費については、電気備品・教材備品・音楽備品、いわゆる「一般教材等備品購入費」として、合わせて配当しているところであります。

文部科学省の進める学校図書館図書整備五カ年計画の実行にあたっては、限られた財源の中、児童・生徒の教育環境整備費の内容を、なお一層精査するとともに、学校と十分協議、連携しながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

三点目の、学校図書館の環境整備についてであります。各学校には、学校図書館法に基づき、学校図書館を設けておりますが、各学校の施設規模等の条件によって、その利用の仕方、整備は様々な状況となっております。平成15年から学級数12以上の学校には司書教諭を置き、専門的見地から児童・生徒、先生方が利用しやすく、分類配列整備、指導等を行ってまいり、本町におきましても意を配しているところであります。

また、司書教諭の置いていない学校については、町立図書館からの専門的アドバイスを受けるなど、校内において検討を進めるとともに、利活用しやすい学校図書館づくりに向け、各学校と教育委員会との連携を更に強めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上で、11番・深見議員のご質問にお答えいたします。

○議長(鈴木裕美君) 町長・池田君。

○町長(池田裕二君) 11番・深見議員の季節労働者を取り巻く環境が厳しくなっており、町の対策についてのお尋ねにお答えをいたします。

最初に、冬季技能講習制度並びに冬季雇用安定奨励金の廃止と雇用保険の特例一時金の削減についてであります。季節労働者への暫定措置二制度は、1977年度に「積雪寒冷地冬期雇用促進給付金」制度として発足して以来、制度の名称や内容の一部を変更されながらも30年間にわたって季節労働者の冬期間の雇用と生活を支え、また、事業主に対する通年雇用化への誘導策として、その機能を果たしてきましたことは、ご案内のとおりであります。

しかしながら、国の暫定措置二制度が平成18年度限りで廃止され、更に追い打ちをかけるように、雇用保険法の改正によって特例一時金が今年度削減施行され、季節労働者を取り巻く環境は誠に厳しい状況下にありますことは、議員ご指摘のとおりであります。

本町における雇用保険法第40条第3項に基づく認定を受けた特例受給資格者数(季節労働者数)は、昨年度259名とされており、雇用事業所は、建設業(約7割)・林業・農

業・水産業等合計で70事業所となっている状況にあり、特例一時金につきましても、50日分に当たる、一人平均受給額は約25万円ですが、ことしの10月からは40日分となり、その2割相当分の約5万円の削減は、冬期技能講習制度、受講給付金の7万円もしくは8万8千円の廃止とあいまって、季節労働者の生活を根幹から脅かす事態となっており、各自治体の財政負担及び企業の経営をはじめとした地域経済に与える影響は大きいものと判断するものであります。

次に、去る7月22日に発足しました「釧路地域通年雇用促進協議会」についてのお尋ねであります。新たな通年雇用促進事業の主な内容は、通年雇用化の促進、労働移動による常用雇用の促進、季節労働者への相談・支援等の強化であります。

また、協議会の構成は、釧路市を含めた管内の自治体や労働組合、釧路支庁、商工会議所、建設業協会等15機関・団体で組織し、設立総会では会長に伊東良孝釧路市長を選出し、釧路市経済部商業労政課に事務局を置くこととしております。

設立総会におきましても、暫定措置二制度の廃止による代案として、当初から道をはじめ各市町村が強く国に要請し、期待しておりました制度とは異なる点が指摘されております。

事業内容においても、季節労働者本人の賃金や受講給付金等労働者の所得保障に関わるものは認められないとされるなど、制約が多く、本当に実効ある制度なのか疑問視されているのも事実であります。

また、協議会として実施する支援事業が各自治体の季節労働者対策として効果的に作用するものか、更に予算規模として国の段階で、3億2千万円であり道内市町村40カ所程度（道庁案では45カ所）の協議会ごとに800万円の事業費交付となりますが、13万人の季節労働者一人当たりによれば、平均2,500円弱にしか過ぎません。

事業実施による通年雇用化への数値目標につきましても、意見等がございましたが、いずれにいたしましても、提示されました事業制度の不足については、今後事業を推進する中で、制度に対する要望等を協議会としてとりまとめ、本当に季節労働者が望む充実した制度となるよう道・国へ要請していく所存でありますのでご理解をお願いいたします。

次に、季節労働者への対策についてであります。現在、町が単独で実施しております冬期雇用対策事業を今後も継続実施してまいります。

本年度は、制度廃止に伴い、冬期技能講習会場使用料補助、委託講習参加奨励費補助の相当分を冬期雇用対策事業に上乗せし、季節労働者の健康管理費用として計上しておりますが、今後、可能な事業の拡充に向け努力してまいります。

更に、前段の協議会が実施する市町村レベルでの地域事業も進めてまいりたいと考えております。

次に、国や道に対しての積極的な要請活動についてであります。先にも述べておりますとおり、季節労働者のおかれております実情については、特例一時金の削減及び暫定措置二制度の廃止により深刻な状態にあるものと認識しておりますので、本制度の発足時

以前より行っておりました町村会、団体組織等を通じての制度の更なる充実への要請活動等、今後も道・国に対して、季節労働者のための緊急対策並びに抜本的な雇用の創出・失業対策の確立を求めていく所存でありますのでご理解をお願いします。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

なお、再質問は自席で願います。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 学校図書の問題について再質問したいと思うのですが、この間、6月に、道庁に行きまして、道の係の方々と、交渉といいますか、懇談会をやったのです。その時に、この学校図書新5カ年計画が出たと。今までとちょっと違う内容の計画だと、予算規模から見ても。どうするのですかと、各自治体で動きがないように見えますけれどもという、強かに指導いたしますと、実施できるように、というようなことを言っていました。文部科学省もこういったのですよ、この5カ年計画。この新5カ年計画で全国の蔵書冊数目標がクリアできるということを言って、大々的にこの新5カ年計画を打ち出したのです。クリアできるといっても、先ほどの教育長の答弁で言えば、30パーセント台でしょ。本来、この学校になればいけない蔵書数の30パーセントぐらいしか、私たちは持っていないというのが実態ですね。それで、私はクリアできるとは思っていません。文部科学省は、本当に現場を見ていないですし、地方自治体を見ていないというふうに思います。交付税措置でしょ。そうすると全体の交付税の金額が横ばいや下がり気味なのに対して、ここだけ突出して予算配置したって、自治体がなかなか身動きできないという状況も、私はよく承知しています。

ただ、いくつかの学校を訪問して、実際見てまいりましたけれども、やはりかなり厳しい、図書室の内実は厳しい。厳しい中で先生方や子どもたちは、小学校も中学校も、先ほど答弁されたように司書の研修に先生をやって、そして体制をひいているし、いろんな工夫をされた学校の中での、学校図書を活用したそういう教育活動が行われているの。目の当たりに見てまいりました。

確かに、この予算措置は厳しいのですけれども、しかし、今回、新5カ年計画で文部科学省が出したこの予算の内容は、今まで単年度で全国で130億円のお金を出して、そして図書整備をしてほしいということで出したお金が、なかなか文部省が示している標準冊数にまにあわないと。間に合わないという状態、これを何とか打破しようということで、なぜ間に合わないかという、各学校にある図書が非常に古くて、ものすごく古いものだから、それを新しいものに換えるために、そっちに予算をつぎ込んで、廃棄して、それに予算をつぎ込むということで、だから蔵書数が増えないのだということなのですね。

それで、文部科学省は通年行ってきた予算措置のほかに、その廃棄した分は、また別立てで予算を組んで、それを足して、だから単年度130億円が200億円にアップして行うのだと。これで蔵書数は増えるのだという、そういう計算でいたのです。私はずっと学校を見て、いろんな感想を持ったわけなのですから、一つは蔵書数が極めて少ないという実

態は、それはそれで教育長も承知されているというふうに思います。

同時に、今回行った予算措置について、かなり財政的内容でも、例えば標茶中学校など言えば、この交付税措置されたと言われている基準でやると、単年度で80万円超えるぐらゐの標茶中学校に図書予算をまわさなければならないのだけれども、現状は10万円から15、6万円でしょうか。そんな感じです。だからそういう意味では、2割から、文部科学省が予算措置したよと、5カ年計画で単年度で200億円だよという、から割り返したら、その予算から見ると今年度の各学校図書のお金は、大体1割から2割程度しか配置されていないと。私はそういう厳しさはあるけれども、100パーセント、これをやるというのは、あまりにも現実からかけ離れていると思います、私も。だけれども、しかし、学校現場での蔵書数は、極めて貧弱であるということは、共通の認識だと思います。文部科学省がある意味現場の声に押されて、こういう措置をしたのであれば、僕は10パーセントでも、20パーセントでも、これを改善する手立てがあつてしかるべき出ないかと。昨年と同じだといふのであれば、新5カ年計画は全く絵に書いた餅で、5カ年で1,000万円交付税措置しましたよといつても、うちの場合は全くそれがゼロのままになってしまうのかという思いがいたしているわけでありませう。

その点について、新5カ年計画に対して、全くそういう努力はないのかと。先ほど教育長が、現場のお話をしっかり聞いて協議していきたいということをお答されたのですが、是非それを強力に実施していきたいというふうに思います。

それから、もう一点は、季節労働者の問題なのですが、先ほどいくつかお答いただきました。私、これ、本当に町長も同じ思いたいと思うのですけれども、標茶町で働く季節労働者の生活を切つて捨てると。先ほど町長が30年にわたつて、これ時限立法でつないできたやつですよ。30年にわたつて、つないでつないでできたやつです。小泉さんになつてからずばりです。あの構造改革、三位一体の改革がいかにか地方切り捨てて、一言で言いますけど、地方で暮らしている、もっと言えば標茶町で暮らしている人たちの暮らしをずたずたにきりさいていくという構造改革だったのだなということをお、まざまざと今回も見せ付けられたような気がします。まさか地球温暖化が進んだから、冬期のこういうところの予算は少なくてもいいなんて考えたわけでもないと思うのですけれども、時限立法で30年続いてきたということは、その必要性が未だなくなつていないということをお立証するものだといふふうに思うのです。予算は、いままで僕は素人計算でちよつと、間違つているかもしれませんが、標茶町で、二つの冬期講習が行われていました、二カ所で。合わせたら約100人ですよ。先ほど、講習の内容によつて7万円から8万8千円というふうにお言いましたけれども、8万円としても、いくらになりますか。100名だから800万円。これは町内の講習に出ている人たちです。外に出ている、講習を受けた人たちなどを入れると200人ぐらゐいるのではないでせうか。1,600万円です。ところが、今回の町議会に出された予算は、いくつかの規模があるのですが、私たちのところは3,000人から5,000人規模ですよ。それで国が800万円、地域が200万円です。標茶町だけで、標茶町だけで、しかも冬期講習に

出ている人たちの生活を支えるお金だけでも、1,500、600万円はあったのに、今度釧路市含めて、全部ひっくるめて協議会を作って、下ろすお金が1,000万円と。こんな生活切り捨てるの予算はないなというふうに私は思っていました。それで、それは町長も多分同じだと思いますので、この点で奮闘いただけるなというふうに思っているのです。

それで、先ほど町長は努力したいと。これを、協議会の実態も結構大変なものであるということで、この点について、国や道に対して一層積極的に要請活動を努力していきたいということを約束してくれました。本当にがんばっていただきたいなというふうに思います。

それで、一つだけ、この点ちょっと聞いておきたいのですが、資格取得支援事業というのがありまして、これは18年度で1回終わったのすですが、これも私、6月に道庁に行って、季節労働者の問題取り上げまして、係に、一体どうなっているのだという、これ切られたら大変だと。本当にすずめの涙ほどの予算ではあるけれども、検討してほしいということを行いました。この資格取得支援事業は様々な資格です。例えば、介護ヘルパーの資格などもこの中に含まれるわけです。これは半額ぐらい補助が出るのでしょうか。これに対して、道の担当者はやはり自分たちもきつい、高橋はるみさんも、知事も行政やっていますから、一応。これについてはやはり、続けて何とかやって行きたいということをお約束しました。回答としては、今後も、19年度以降も新たな事業を検討していると、いう回答したのですよ、6月の時点で。この点については、町のほうに具体的な内容の計画が、説明会もあったと思うのですが、下りてきていないのかどうなのか、再質問したいなというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います

議員認識のとおり、現状、交付税が、例えば、文部科学省が、年間、図書充実のために200億円ほど、差し引きをかけると70億円ぐらい増額という方向性になっているということですが、年間。ただ現実的に言いますと、交付税自体が減額方向にあって、なかなか実感として、恐らく財政当局も、そういう感じはないのではないかとというふうに思いますし、我々も現状こういう環境からなかなか増額方向にはいかないのかなというふうな認識を持っております。そこで、議員、先ほどお話ありましたように、各学校におきまして、現状の配当予算の中で、それぞれの学校の経営方針等もございますから、その年年のお金の使い方もそれぞれありますので、そういったことも十分意を配しながら進めていかなければならないと、こんなふうにも思っているところでございますし、ただ、あと、現在ある図書をいかに有効に活用するかということで、議員、先ほどもお話ありましたが、子供たちが本当に活用しやすい、学習にしっかりと使えるような、そんな環境づくりに、部屋等も含めまして、例えば、入りやすいとか、或いは実際に先生方が、しっかりとそういう活動しやすいような指導体制を作ると。そういったことの取り組みも、是非、これは従前

から先生方の努力によって、いろいろ行って、それこそ朝学習から含めて、全部やってきているわけなのですけれども、更にそういった意味での、委員会としても働きかけをしてまいりたいなというふうに思っているところでございます。当然、蔵書の必要性については、我々も認識をしているところでございますけれども、なかなかそういった域を、例えば標中に置ければ、80万円あれば文部科学省の標準を充足できるという、そういったお話もございましたけれども、そこまでいかない現状もあるということもご理解をいただきながら、今ある状況を最大限、工夫改善しながら対応してまいりたいなと、こんなふうに思っています。そのためには、やはり先ほど言いましたようにハード面もそうですし、ソフト面の先生方の、そういった意識改革も含めて、指導してまいりたいなと、こんなふうに思っているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

季節労働者を取り巻く状況が厳しくなっており、今般、国の改正等において、かなり大幅な変更されたということで、協議会の設立経過については、先ほどお答えいたしましたけれども、議員もご指摘のように、今回の非常に大きな点というのは、従前のあれはいろいろな技能講習・資格講習等に参加した方に対して、ある程度日当が支払われたというのが、ところが、今回、これからの事業についていうと、経費、それから資格取得に関わる若干の経費負担はあるけれども、講習を受けたからといって支給されないというのが非常に大きなことでございまして、それを考えますと、従前でいう、標茶町で総体で1,500万円、管内で、今回は国からの委託料として、委託事業として800万円程度、それから地域分についてはまだ最終的には確定はしておりませんが、現在、想定されておりますのは大体500万円程度の事業。ただ、その中でも、結局、その受講する季節労働者に対して、直接所得、所得という言い方があれですけれども、入るお金はほとんどないというのが実態でございまして、このことについて私ども最初から協議会のあり方として、非常におかしいのではないかと申し上げてきました。ただ、いずれにいたしましても、国や道に対して、いろんな訴えかけをする場合にも協議会に参加していなければ、先が進まないということで、とりあえず、私どもとしては協議会に参加させていただいておりますし、この設立の経過の中でも、総会ではございませんが、その前段の打ち合わせの中でも、やはり冬期の雇用を、仕事を創設するのがより重要なのではないのかなと。そういう提案を行っております。先ほど議員がご提案がありましたように、地球温暖化という状況の中で、冬期間での雇用というのも考えられるのではないのでしょうかと。そういったものを従前と同じような方法になるかもしれませんが、仕事として、この事業で取り組んでいただいて、それに対して、その負担をするという考え方のほうが、より現実的な対応でないのかなというご提案はしております。

しかしながら、現実問題としては、この協議会そのものがそういった趣旨で実施されることになっておりますので、これから私どもの考えていることに、ある程度賛同をいただ

いているほかの町村・団体さんもいらっしゃいますので、そこら辺とも、いろいろお話し合いをしながら、現実問題として、季節労働者の方たちにとって、より現実的なプラスになるような、そういった施策の実現に向けて、がんばってまいりたいと。そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、資格取得の件につきましては、詳細については、事業としては認められておりますけれども、大まかなところは、先ほど申しましたように、従前とはかなり違っているということを、私のほうから申し上げて、詳細については担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木裕美君） 商工観光課長・佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） お答え申し上げます。

いま町長のご答弁の中にもございましたが、この協議会が実施する事業の中で、資格を取得する事業として、冬期技能者向けの講習事業というのが約120万円予算化されてございます。これも、あくまでも本人の収入になるという部分ではなくて、事業主、若しくは講習を開催する費用としての計上でございまして、本人の手元に入るお金とはなり得ないというのが、協議会の現状の一つでございます。

それからもう一つ、道のほうで検討されております、今までの、計画の、事業の継続の部分ですが、今現在、具体的な内容については、示されたものは私どもに入ってきておりませんので、道から示された時点で、また情報として提供したいと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 私の質問よりも、町長の協議会に対する姿勢とか、季節労働者を何とか、この生活を守っていくという態度が、本当にすばらしいなというふうに聞いていましたので、これ以上の質問はしないで、是非、関係機関に対して、がんばって行動していただきたいなと。先ほど、町長のご答弁の中に、50日分が45日分に減らされたというのも、あれはもともとは90日だったわけですよ。ですから、これを復活をめざして、新しい政府ができましたけれども、何か、できたとたんに、今まで自分たちで決めてきたことを凍結だとか、もう一回もとに戻すとか、しきりに言っているようなので、ある意味、今、チャンスだと思っておりますので、是非、がんばっていただきたいというふうに思います。

もう一つは、学校図書について、これは小さな質問なのですが、一つは、先ほど予算配置の部分で学校規模に合わせたから、都会と同じような規模の予算になるのであって、というような感じの答弁なさったと思うのですよ。うちは学校規模が小さいところはいっぱいあるので、それだけ交付税措置されても、それだけ予算が膨らむのだというようなことだと思うのですが、しかし、小規模校であっても子供たちが教育の機会均等から言うと、蔵書数というのは、小規模校であっても、やはり大規模校と全く同じとは言いませんけれども、一応の、水準までもっていかなければならないというふうに私は思っていますから、ですから、児童数では割り振り、生徒数で割り振りありますけれども、しかし、やはり学

校単位の割り振りというのはものすごく大事なのだと。数が少ないからといって、環境がこれでいいという、間引きしていいということではないと思うので、その辺のご認識を改めて伺いたいということが一点です。

それから、もう一点は、図書館バス、町立図書館との連携というのは、どこの学校でもこれはうたわれていることであって、すごく大事なことなのですが、先ほど図書館バスもそれで補充しているのだというようなことも言いましたけれども、やはり、学校図書館の経営と町立図書館のそれとは、また趣は違うと。経営の趣旨も内容も違うのだということ、現場でいって確かめてきました。それはやはり違うよと。活用の仕方がぜんぜん違うのだということ、先生方や校長先生方は言っていましたので、この辺のご認識を改めて確かめたいなというふうに思って、それで質問を終わりたいと思うのです。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えいたします

ちょっと、誤解を受けたような答弁だったかもしれませんが、決して大規模校と小規模校を差つけて、そういった充実をしていかなければならないというような考え方も持っていませんし、現実、実際に33パーセントか35パーセントぐらいの、文部科学省で言う充足率になっていますけれども、各学校ともそんな差はなく、大体、30パーセントから40パーセント台の状況になっていますし、これは先ほどもちょっと申し上げましたけれども、全て充足する状況にあればいいのですけれども、なかなかそうはいかないし、配当予算の中も、総体で配当しまして、学校の経営の方針によって、その年年によって重点的に使う場合、方向が違っていてもあって、何と言うのですか、その年によっては若干、図書の購入の冊数とか予算の使用が減るとかですね、逆に増えるとかという、そういうこともあることで、我々も全て、例えば、100万円配当したから当初に30万円、必ず使いなさいというような、そういう指導の仕方しないで、あくまでも、それぞれの学校経営の特色あるやり方をさせていただくということもありますし、学校の実状もありますから、そういった方向で充実していただきたいと思いますというふうに思っております。

ただ、数字的に若干申し上げますけれども、文部科学省でかなり全国に比べて、例えば、全道或いは本町が、充足冊数が低いとかというお話をされているのですけれども、実際に調べましたら、例えば全国でいきますと、例えば小学校で、平均でいくと21.4冊ほどなのです。そして全道でいくと19.8冊ほど。本町でいくと31.6冊と。こういうぐらいに、なかなか、数字的にいきますと、そういった面もあるということも、ちょっと理解していただきたい。ただ、標準からいくと確かに3割程度ということもありますから、そういった認識は十分持っております、これからも図書の充実に向けて各学校と、先ほど申しましたいろいろな事情を勘案しながら、対応してまいりたいというふうに思っております。

それと、公立の図書館と学校図書館との認識の違いというのは、それは当然学習指導要領に基づく、例えば学習の補充とか、そういったものについての副教材的な面の学校図書館のものの考え方も当然ありますから、そういった面のためにあえて学校図書館を設けると

ということも必要だということで、認識しておりますし、公立の図書館につきましては、これは、総体、そういうもの全てが図書に親しむという、そういった意味合い、或いは、いろんな調査研究のための資料提供という、そういった意味合いもありますから、根本的には違うのかもしれませんが、ただ総体申し上げますと、やはり図書に親しんでいただくということの考えからも、学校図書館法にもありますけれども、地域にも、子どもたちの利活用に影響がない場合、開放する旨もありますので、そういった一面もあるということも、共通面もあるのだということも、総体、同じだという意味ではなくて、それぞれの機能も当然ありますけれども、そういった面もあるということも我々認識して、それぞれ連携して子どもたちの教育環境向上のために、対応しているということでもありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、11番・深見君の一般質問を終了します。

続いて、15番・平川君。

○15番（平川昌昭君）（登壇） 通告に基づきまして、2件質問をいたしたいと思えます。

1件目といたしましては、本町の職員適正化と新規職員採用計画等について伺いますが、先般、町長の行政報告の中で18年度分について説明ございましたので、質問重複するやもしれませんが、ご配慮を願いたいと思えます。

我が国の景気回復は上向き傾向にあると言われながら、未だ地方におきましては、特に、その実感を得ることが出来ない状況にある中、社会的な話題にもなっております2007年度から、いわゆる団塊世代の大量退職期を迎え、生産力の低下、熟練技術の継承など新たな社会問題も発生するなど、少子化問題とあわせて大きな課題として認識しているところでありますが、本町におきましては、第2期行政改革実施計画（集中改革プラン実施計画）組織・機構改革・組織のスリム化におきまして、平成17年度から平成22年度までの定員管理目標を策定及び推進し、退職者の補充抑制効果などから、6年間で減少率7.3%、減員22人とし平成22年度で280人として設定をしております。

一方におきまして、本町における職員採用につきましては、職員定数条例に基づき、定員管理を実施されていることとは思いますが、平成22年度までの定年退職者の予定並びに新規採用の計画を現段階でどのように実施し、行政機能の確保をどのような具体策をもって対処するのか。また、新規採用につきましては行政ニーズの多様化によって、今後、益々専門職が必要になってくるのではと思うところがございますが、福祉・教育・医療・農林建設等、特定の技術・技能職の採用については、どのような計画を策定しているのか、併せて伺いたいと思えます。

次に、2件目といたしまして、本町におけ『農地・水・環境保全向上対策事業』の取り組みについて質問いたします。

2005年3月に農水省は経営所得安定対策等大綱を定め、食料・農業・農村基本計画で法の理念である、いわゆる食料の安定自給の確保、農業の多面的機能の発揮、農業の地域発展の実現のため、品目横断的経営安定対策及び農地、水、環境保全向上対策の導入が示

されました。

全国的に農地農業用水などの適切な管理が高齢化や混住化などにより、困難な地域が出てきていること、更に農業地域全体のあり方を環境保全に重点を置いたものに転換していくことが求められていることから、地域ぐるみで効果の高い協同活動と地域農業者を含めた先進的な生産活動を支援するため、農地、水、環境保全向上の導入を目指し、昨年度はモデル的な地域が定められており、道内においても15地区の事例がネット等を通じ紹介されております。

ちなみに道東圏では清里町、浦河町、鹿追町、訓子府町がこの事業を推進しておるところであります。今年度は4月に釧路管内での活動組織として、弟子屈町の屈斜路川湯資源保全推進協議会が設立し、5月に地区採択を受け5カ年の継続事業として報道されておりました。

本町におきましては、今年の広報しべちや3月号でこの事業の趣旨・内容・本町の現状について掲載されおりましたが、地域活性化対策といたしまして、農業・環境、更には協働という3つがキーワードになり、協働のまちづくりとして、大きな政策の一つになっていくものと思うところでございます。

また、この事業の実施要綱・実施方法によると、国・道・市町村の三者で、この原資となる交付金の拠出方法など、課題等がありますが、行政として、指導する立場として、事業の導入に積極的に取り組み、可能な事業計画を策定すべきと思いますが、この事業を現状どう捉えているのか、また今後の取り組みについての考え方を伺いたいと思います。

以上、二点についての質問を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 15番・平川議員の一般質問にお答えいたします。

一点目の、「本町の職員適正化と新規職員採用計画等について」のご質問についてお答えいたします。

本町では、平成16年3月に策定した「標茶町第2期行政改革実施計画」に基づき行政改革を進めておりましたが、中間年の平成17年に実施期間の延長と一部内容の補強を行い、集中改革プランとして平成17年から平成22年までの間を計画期間とし、この間、22名の職員削減を計画しているところでございまして、平成22年4月1日時点での職員数を、へき地保育所の保育士を除きまして264名とする計画で、現在、着実に行政改革を進めているところでございます。

既にご案内のとおり、農業委員会事務局長と農林課長、選挙管理委員会事務局長と総務課長、監査委員事務局長と議会事務局長との併任発令をはじめ、図書館長と社会教育課長との兼務発令、農業企画係と農村整備係の統合を実施し、退職不補充を合せて、本年4月1日まで9名の職員を削減をしておりまして、平成14年度からの職員の削減につきましては、41名となっております。

翌年度以降につきましても、事業が終了する区画整理事業系の統合をはじめ、職員退職

者の補充抑制を行い、取り進めてまいりたいと考えてございます。

また、行政ニーズの多様化により、今後は福祉・教育・医療・農林建設等、特定の専門技術・技能職が必要となり、その採用についての計画策定についてのお尋ねですが、職員採用につきましては、職員削減計画の中で、補充、増員も併せて計画しておりまして、一般事務職並びに技術職につきましては、釧路支庁管内町村会が実施します職員採用試験の合格者から選考することとし、補充困難な特別の技術や資格を必要とする職につきましては、定年退職後に一般職としての職以外での任用をする方向で検討中でございます。

また、医療介護職については、対象外として、随時補充をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の本町における「農地・水・環境保全向上対策事業」の取り組みについてお答えをいたします。

農地・水・環境保全対策向上事業は、農地・農業用水等の資源や農村環境を守り、質を高める地域共同の取り組みと、環境保全に向けた先進的な営農活動を、総合的に支援するために設けられた制度であり、管内的には弟子屈町の中山間直接支払制度の対象外である畑作地帯での取り組みが始まったのはご案内のとおりでございます。

この制度に先行して始まった類似の制度が中山間地域直接支払制度であり、中山間地域協議会では平成18年度からこの農地・水・環境向上対策について説明し、理解を求めているところでございますが、中山間直接支払の共同取組活動項目と、この農地・水・環境保全向上対策の共同取組活動項目が重複した場合は、中山間制度で取り組んでいる共同取組活動のほかに、新たな地域共同の取り組みが求められることや、農業者以外の多様な主体の参画がなければ対象にならないことなどがあり、本町における取り組み推進を難しくしているところでございます。

しかしながら、生産と環境の両立を図り、消費者ニーズに応える安全・安心な農産物を生産していくには、環境に配慮した生産基盤づくりと、環境負荷の低減を目指した生産活動が求められているほか、農業・農村を適切に保全管理し、次世代に引き継いでいく必要があることから、北海道に対し取組要件の緩和を求めてきたところでございますが、実現には至っておりません。

本町といたしましては、協働のまちづくりの理念にかなう政策の一つとして捉えており、できるだけ早期の事業採択に向け、これまでも中山間協議会への情報提供を始め、広報紙による周知や町内会・地域会連絡協議会に対する説明を行ってきたところでございますが、多様な主体による組織を立ち上げ、実践活動を行っていくことが条件であることから、地域住民が主体となり、守り育てるべき地域資源の把握や具体的な取り組みについて協議・検討が進められるよう、今後におきましても、引き続き情報提供活動や働きかけを行ってまいりますのでご理解を願います。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

なお、再質問は自席で願います。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 後段のほうからの再質問をいたしますが、中山間地域との兼ね合いということで、事業の実施方法等も見させていただいた中で、大変複雑になっていることは私も認識いたしておりますが、ただ、道のほうの回答はなかなか緩和されないということなのですが、ただ、それだけでは、例えばまちづくりの中で指をくわえて待ってられないと。私は知恵を出し、そしていろんなアイデアを出しながら活性化するということは、町長も常々環境保全に積極的に取り組んでいるのだと。私は、特に、標茶町には釧路川や、西別・ホマカイの大きな河川を有しておりますし、特に普通河川や重要河川がその地域、集落の中をぬって環境を留意しているわけですが、そういった中で、河川やいわゆる道路などでも、そちらにシフトされて、そういう取り組みができるのではないか。実質的にそういういわゆる流域を囲んだ中で、道路整備とか、環境保全のための、いわゆる下刈り、樹木の伐採とか、いろんなことがアイデアとして出てくるのではないかと思います。それで、町長先ほどの答弁の中で、やはり地域会、事業主なども、いろんな説明の場をもう少し住民周知ということでやられて、できれば、どういう意見が出てくるか。そういった標茶としてはどうできるか。そんなことも、この事業の取り組みとしては、大変、まちづくりの一環としては重要な課題ではないかと思っておりますので、その辺の答弁について積極的なご答弁をいただければと思います。

それと、一点目の新規採用職員計画といいますのは、もとより、町長の人事権でございますので、私どもで、私が、どうこうということは言えませんが、ただ、専門職という場合、例えば町長の答弁でいろいろ、介護ですとか、建設関連等々ありましたが、それは職員の定年の方々を補充する考えもあると。と同時に、例えば一部には、就職氷河期と言われた時代もございまして、そのころの世代の方は30代から40代の方々が、大変就職に困難な時期がございました。そういう方々の採用枠というのを国のほうでは国家公務員の拡大ということを図っております。地方職においても、専門職の立場の人方に目を当てながら、採用するということは考えていらっしゃるのかとか。その辺について、お聞きしておきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

一点目の、農地・水・環境保全向上対策事業の補助対策事業につきましては、この事業の、当初から、いろいろな要件が、かなり変化をしております。本町としてどう国に対して一つ大きく申し上げていることは、この事業を推進するに当たって、町全体で取り組みたいということはずっと申し上げております。ところが、これに対するお答えとしては、道のほうからも、そういった大きな取り組みというのは、全然想定していないというようなことございまして、私どもとしては、中山間直接支払制度に取り組んだ経過からも、全町的に取り組むことが、一番効果的なことでないのかなということ、この点を一点申し上げてきました。

それから、中山間直接支払制度との比較で申しますと、非常に事業単価が極端に異なるということと、それから中山間直接支払制度ですと、直接の受益者が協議会を作って事業ができる。ところが、今回の農地・水・環境保全向上対策事業については、地域の取り組みとして農業者以外の、例えば住民の方たちの参加もいただかなければできない。等々の、いろいろな問題がありまして、私どもとしては、基本的には取り組めるものであれば、取り組みたいということで、スタンスとして取り組んでおりますし、先ほども申し上げましたように、中山間直接支払制度の推進協議会のほうにも、早期から事業説明をしております。

また、農協さん、関係機関等に対しても進めておりますし、また、それと同時に国・道に対して、この事業のもう少し現実的な対応が可能ないように、というのは、この事業はもともとが稲作の地帯に対する事業でございまして、排水路・道路ということの、適切な管理ということがメインになっておりまして、この草地・畜産地帯の中ではなかなか取り組める事業に限られているのが実態でございます。そこら辺も含めて、道や国に対して私どもとしては、こういう形であれば取り組みますよと申し上げてまいりました。若干の要綱・要領の変化、取り組み内容に、これは認められるというのはありますけれども、現時点では、なかなか魅力的な事業になっていないというのが実態でございまして、受益者といいますか、地域の方々を含めて、早急に取り組もうというところまで至っていないのが事実でございます。したがって、先ほども答弁しましたように、今後とも国や道に対する働きかけを引き続き続けてまいりますし、できるだけの情報提供をしてまいりたいと。そのように考えております。

それから、二点目の新規採用職員の専門職についてということでございますけれども、基本的には先ほどご答弁いたしましたように、医療・介護職については削減計画の対象外ということで、随時補充してまいりたいと思っておりますし、そのほかの特別職についても時代等の変化も受けながら考えてまいりたいと。そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、15番・平川君の一般質問を終わります。

続いて、7番・林君。

○7番（林 博 君）（登壇） 第3回定例会にあたりまして、私のほうから二つの項目について質問させていただきたいというふうに思っております。

一つ目は、酪農家等における高齢者対策ということで質問させていただきたいなというふうに思っております。

ご承知のとおり国内においては、少子高齢化が進みまして、全国的にも超高齢化社会の道を歩み続けており、先日新聞等で発表されました全国の高齢者率も昨年より0.7ポイント上がりまして、21.5パーセントと発表されております。本町においても例外ではなく、人口の高齢者率が年々上がってきておりまして、それに伴い、介護を必要とする高齢者も増えてきているのが現状ではないかというふうに思っております。

平成12年から介護保険制度が始まりまして、サービスが受けられるようになり、以前か

ら見ると生活環境等、いろんな面で軽減されてきたかなというふうには思っております。しかしながら、また家族の介護負担の軽減が実感されていないのではないかなというふうに思っております。

特に農家は家族経営、家族労働が基本でありまして、自宅での介護は肉体的・精神的、そして経済的にも大変苦勞しているのが実態でございます。

ただ酪農家のことばかり申し上げて申し訳ありませんけれども、最悪の場合は営農中止ということも考えられるのではないかなというふうに思っております。

本町の基幹産業であります酪農の維持発展のためにも、営農に係る各支援策も、当然、今後ますます必要と考えますけれども、農家生活に関わる介護支援もこれから大きな問題ではないかなと思っております。酪農家等における高齢者対策として、次の点について伺いますので、お答え願いたいと思います。

まず一点目は、現在、介護老人施設に入所を希望されているが、入所できずにおられる方、いわゆる待機高齢者は何名ほどおられるのか聞きたいと思います。

二点目、入所を希望している方で経管留置者など、重症高齢者の入所が大変困難な状況というふうに聞いておりますけれども、このような方の今後の対応と対策として、町立病院に、介護療養型の医療の開設の考えはないかお伺いしたいと思います。

三点目は、できれば介護を必要としないということが一番良いわけですがけれども、いま地域においては、離農などにより高齢者世帯が増えてきて、地域とのコミュニティが少なくなっているというのが現状でございます。それに伴って認知症などが心配されます。介護予防対策のとして託老施設、いわゆる老人の託児所といいますか、そういうのあったと思いますけれども、有効な手法というふうに考えております。町として中心的な役割を担って、地域や関係機関と連携を取りながら早急に取り進めるべきでないかと思っておりますけれども、以上、三点についてお伺いしたいと思います。

次に、また農家のことで大変申し訳ないのですがけれども、離農後における農業用施設の固定資産税の減免扱いということで質問したいというふうに思います。

固定資産税というのは、基本的には土地や家屋とか、それとか償却者に対して、その所有者に対して課税されるというふうになっていることは、私も承知しているところでございます。

酪農家等は大変規模拡大施設が大型化してきました。また、近代化になってきまして、それに伴って、その施設に関わる固定資産税も決して安い金額ではありません。

一方、町内において、残念ながら離農が毎年続いております。いろんな事情があろうかと思っておりますけれども、その中で経済的な原因で止めざるを得ないという農家も多数いるのは現状だろうというふうに思っております。離農した段階で、経済的な余裕がなく、大変失礼かと思っておりますけれども、収入についても、就職につけても家族で生活するのが精一杯な状況ではないかなというふうに思います。営農していれば、この農業用施設というのは、減価償却費や固定資産税は経費として所得から控除されて、所得税や町道民税が減額され

ます。

しかし、営農を中止してしまえば、そのようなことはなくなりまして、もう使用することのない農業用施設の多額の固定資産税は、生活する上で重荷となりまして、また国保に加入している場合、固定資産税は算定に現在盛り込まれております。そうするとますます負担が大きくなりまして、大変な状況になってくるのかなというふうに思っております。

離農後における農業用施設の固定資産税の扱いについて、次の点について伺いたいと思います。

一点目は、大型タワーサイロ、いわゆるスチールサイロ、気密サイロとも言われておりますけれども、現在定められた要件を満たすことによりまして、固定資産台帳より除外することが認められておりますけれども、ほかの農業用施設については、どのような位置付となっているのか。特に畜舎などは、本来、取得したとき、そこで家畜を飼うという目的がなくなってしまう。将来使用することがないのであれば、その後の生活の安定のため、大型タワーサイロ同様、規定を設けた中で、除外または税を減免すべきと考えますけれども、どのように考えておられるか伺いたいと思います。

二点目ですけれども、いま現在、いろいろと新規就農等も入っておられますけれども、それが決まるまで、どうしても、若干、数年間時間がかかってしまうわけです。そうするとそれまでの間というのは、固定資産税というのはもと所有者といいますか、の方々がその負担となってしまうという。当然かもしれませんけれども、まして先ほども言いましたけれども、施設がそれなりの優秀なものであれば、多額の固定資産税も、多くかかってしまうということでございます。あまりかかってしまいますと、解体されるという、解体されるというのはまた変ですけれども、そのような状況になってしましまして、そのあと就農が不可能になることが、ちょっと予想されるかなというふうに思っているところでございます。今後、有効利用がされますことが望ましいと思われる施設について、安易に解体されることのないように、また施設を提供しやすいように、公社のリース事業などの新規就農や移転などがスムーズに移行されることにより、標茶の酪農の維持、発展がされるよう収納推進対策として、その施設を使用するまでの間、税を減免することができないか、この二点について伺いたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 7番・林議員の質問にお答えいたします。

まず第一点目の、酪農家等における高齢者対策についてでございますが、本町の高齢者対策につきましては、第3期標茶町高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画に基づき実施しているところでありますが、本町の介護老人施設でありますやすらぎ園は、昭和49年に開設し、その後、介護を必要とされるお年よりの第二の家庭として、その任務を果たしてまいりました。

介護保険制度については、平成9年に介護保険法が制定され、平成12年4月から制度の

開始が図られたところであります。

この間、本町においても少子高齢化が進み、高齢化率は、平成15年の23.7パーセントから平成18年には25.6パーセントへと、年々上昇傾向にあります。

在宅介護についても、ご家族が肉体的・精神的にも大変ご苦労されているのも事実でありますし、理解しているところであります。

議員お尋ねの、現在、介護老人施設への入所を希望されている高齢者の数は、8月末現在で、男性46名、女性70名の計116名の申込者があり、うち、本町在住者は、男性34名、女性50名の計84名となっております。

ただし、他の施設との重複申請や入院、家庭等の事情等で、実質の待機者は、それより若干少なくなっている状況にあります。

次に、経管栄養等の重症高齢者の入所ではありますが、現在入所されている方は10名で、入所希望者は5名おります。現在、入所者の安全確保を重点とし、受け入れ対応を行っておりますが、看護師の対応による安全性を考えると、8名から10名が、現状での限度と判断しているところであります。

今後、経管栄養留置者の調整、看護体制の構築等、入所者の安全対策も含め、入所しやすい体制づくりに努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、お尋ねの重症高齢者の入所困難な方の対応・対策として、町立病院に介護療養型病床の設置の考えであります。第四次医療法の改正による医療機関の病床区分の選択について、平成15年8月末日までに届出が必要となり、町立病院として一般病床と療養病床の割合にかかる選択を検討した結果、一般病床だけを選択した経緯にあります。

また、厚生労働省では平成24年を持って、療養病床への介護保険適用廃止を決定しており、現状では療養病床の設置は困難となっております。

現在、町立病院では、重度の肢体不自由者と認定されている患者が11名おり、平均在院日数の換算や入院180日超えの選定医療費からも適用除外されることから、一般病床でも退院を余儀なくされるという事態は生じませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、介護予防対策として、託老施設を町が中心となり進める考えはないか、とのお尋ねであります。託老施設は虚弱老人が要支援、要介護状態にならないための介護予防対策として、また、要支援、要介護状態にある方々の介護保険サービスとの組み合わせ利用により、重篤化を防止する有効な手段とされているところであります。

標茶町高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画では、「小地域にネットワークの構築を図りながら、ボランティア活動を含め、地域での託老活動が生まれることを期待し、支援する。」こととされ、地域、またはボランティア団体等に期待をしているところでありますが、昨年、託老施設の設置、運営を検討している団体から相談を受けたことから、関係職員を派遣し、その実現に向けた支援を行っているところであります。

今後は具体性をもった計画段階で、町に対する支援の要望があれば、できる範囲において支援をする所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、二点目の離農後における農業用施設の固定資産税の減免扱いについてのお尋ねにお答えをいたします。

固定資産税における家屋とは、「住宅、店舗、工場、倉庫その他の建物」をいい、不動産登記法の建物と意義を同じくするもので、したがって、登記簿に登録されるべき建物をいうものであります。また、課税客体となる家屋は、使用しているか否かではなく、その建物の目的を果たしうる状態にあるうちは、課税対象にされると定義づけられております。

一方、固定資産税にかかる減免については、地方税法で、市町村長は天災その他これに類する事情がある場合、貧困により生活のため公費の扶助を受ける者、その他特別な事情にあるものに限り、条例に定めて減免することができると規定されております。

そして、「その他特別な事情」とは、公益のために直接専用する固定資産等、社会通念上、課税することが明らかに不合理であるものに限ると税法上の解釈がされており、これを受けて町税条例で本町における固定資産税の減免を定めているところであります。

大型タワーサイロの取扱いにつきましては、平成11年に農林水産省から指針が示され、サイレージの取り出し口等開口部を溶接等により塞ぐ工事を施し、サイロの用途性を喪失させたものは、滅失登記が可能になりました。登記からはずれる建物であれば課税根拠がなくなることから、本町においても平成12年度課税分から、減免ではなく滅失として課税台帳から削除してきたものであります。

したがって、農業施設を一部解体したり、撤去することによる滅失の取扱いは可能ですが、離農により使用しなくなった農業施設という状況のみでは、現行税制での減免理由に該当しませんし、閉鎖した店舗や空き家等、他の遊休施設との課税の公平性・バランスからも減免することは難しいと判断するものであります。

なお、議員ご指摘のとおり、離農後の税負担が重荷となり、徴収困難な租税債権となる事例も少なくありませんが、本町における固定資産税は、平成18年度決算で見ても、町税収入の約49%を占める基幹税目で、町財政を支える重要な役割を果たしております。仮に市町村に課税権限があることから、地方税法の解釈を超え「その他特別な事情」として、離農後の農業施設を減免にした場合、相当な税収の減になることに加え、地方交付税においても基準財政収入額にさし戻し入れられ、削減されるという、町としては二重のマイナスになることが考えられ、財政上からも難しいと言わざるを得ないものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目のお尋ねにつきましても、これまでの説明同様、税の減免という形での就農推進対策へのバックアップは難しいと判断するところでございます。

また、離農に伴う財産処分については、負債の状況を始め、様々な要因により違いが生じることから、画一的な取扱いの難しさが存在することも事実であります。しかしながら、新規就農の推進上、より有利な条件を備える物件の確保は、就農後の経営の早期安定化にも大きな影響を及ぼすことから、農協とも協議し、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

なお、再質問は自席で願います。

7番・林君。

○7番（林 博 君） 時間もお昼ということですので、簡単に一点だけ質問させていただきたいと思います。

先ほど、施設の待機者数の報告もありましたけれども、大変、倍近い人数ということに驚いているところがございますけれども、ますます高齢化が進んでくるだろうというふうに思っております。先ほど高齢化率の報告もありましたけれども、平成26年度は26.8パーセントということで、更に上がってきて、後期高齢者または介護必要とする高齢者が増えてくるという現状になっております。

そこで一点だけ伺いますけれども、先ほどの施設の定員の増枠と伺いますか、それについての考えを伺いたしたいと思います。

先般、管内でも、ほかの町村で定員の枠ということ検討しているというふうに聞いておりますけれども、本町では、どのような考えを持っているか、その一点だけ伺って質問を終わらせたいと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

（何か言う声あり）

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

先ほど本町における待機状況についてお答えいたしましたし、議員ご指摘のように、管内の公立施設の待機状況は、各施設全て所定人員を超えております。法人施設においては大体6倍から7倍という状況になっておりまして、対応に苦慮しているのが実態でございます。

そして、増加の考えについてですけれども、特別養護老人ホームの自治体別のベッド数は管内圏域で定められておりまして、本町は他の自治体と比較しますと多いことから、枠の拡大は極めて難しく、またその総数以外を設置したものは、国庫補助の対象とはならないことから、定員の増加は難しい状況にある、厳しい状況にあるということをご理解を賜りたいと思ひます。

今後につきましても、情勢を的確にとらえ、より望ましい施設の運営、制度運用に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、7番・林君の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

6番・後藤君。

(「がんばれ。」と言う声あり)(笑い声あり)(「がんばれ。」と言う声あり)

○6番(後藤 勲君)(登壇) がんばらなければならないほどのことでもないような気がするのだけれども。初めての一般質問ということで、よろしくお願いをしたいと思いません。

まず、皆さん方にお手元にあるように、この役場の庁舎前の広場を、公園と言ったらいいか、広場と言ったらいいか、よくわからないのですが、標茶町の〇〇100年事業の一環として、昭和の64年に作られたわけでありましてけれども、それからもう、ほとんど四半世紀、23年ほどがたっているわけなのでありますけれども、この公園が非常に規模が大きくなり、見晴らしも悪いということで、常盤町の方から車で来ても、何の林のかなんかと思っているうちに、「ああ公園みたいのがあった、ああ信号だ。」と。こんなような状況の中で、この庁舎の前が、全然、見えないと。どうしても前が見えないというのは、やはり誰が考えても町の発展にもよくないだろうというふうにも考えておりますし、いまは、一人に一台くらいの車がある状況下にあります。

そしてまた、そのこの駐車場は、非常に、ありますけれども、公営住宅のところにありますけれども、遠くて、お年寄りの人たちが、非常に、あそこから歩いてくるということは大変だと。また、町にも、それなりの車が増えているということで、置く場所がないと。

それと、その前に、庁舎の前に車を駐車するとバスの出入りもある。それから下手に置くと警察署が側にあると。おちおち用事も足してられないと。こういうような問題が非常にあるわけです。当初は、洋風で、開放的で、親しみやすいだなんていってありますけれども、これは私がここにいる限り、ここで弁当を開いたり、デートしたりというのはほとんどない状況であります。

ですから、これだけ広場少ない、駐車場が少ないというのであれば、6,000平方メートルもありますから、池を残してもいいですけれども、南側のほうについては、半分ぐらいは何とかして、駐車場にしたらどうなのかなというふうな感じもいたします。

まだそれと、きょうみたいな議会のある日については、非常に少ないという状態にあります。それと、これを、例えば半分工事をするということになるとすれば、今まだ、町にグレーダーなり、それからダンプなり、それなりの車があるわけですが、ふちを見れば全部石で囲っているというような状況にあります。ですから、この石については、ある程度、多和平なら多和平のほうに運んでいくと。そうすると経費もそんなにかからなくていいのではないかと。いうように考えていますので、一つ、この辺について、町長のご意見をお伺いしたいなと思います。

それから、もう一点については、火葬場の焼却窯の改良と増築についてということで、ここに載せてありますけれども、現在、2つの窯があります。同じ窯なのですが、日本人の体型も非常に大きくなってきて、棺が大きいというようなことで、過去には蓋を

開けて、そして焼いたという経過もあるみたいですよ。

また、それと、この私も実際に行って、あそこを計ってきたのですが、窯の大きさが、一応、幅が61センチメートル、縦が60センチメートルしかないわけですよ。それと、その横に通風孔というのですか、そういうのがありまして、これが横が36センチメートルの25センチメートル、これ、両側にあります。そのことによって、棺が大きいと風通しが悪くてうまく焼けないと。そして、皆さん方は、みんなこちらのほうに、お寺のほうに帰ってくるということがありまして、あとは見ていないのですけれども、結果的に扉から煙が出てくると。非常にそういう違和感があると、いうところまでは皆さん方見ていないだろうと思うのですけれども、そういうような状況にあります。

それと、これからちょっと調べてもらったのですけれども、平成16年に71件、17年度に81件、それから18年度に97件と、どんどん焼く機会が増えてきていると。これから高齢化社会に向けて、特にそういう状況が起きるのではないかとということで、この辺については、もう少し何とかしていただかなければ、大変なことになるのではないのかなと。この間も、何かトラブルがあったとかいうことなのではございますけれども、今の状況の中で、何とか、二つとも稼動していることは事実なのです。ただ、どこへ行っても非常にすばらしい火葬場がたくさんあります。

私も弟子屈だとか、釧路だとか、浜中だとか、いろんなところを見てきていますけれども、確かに、標茶の火葬場は、まあまあこれは褒められるものではないなというふうには思っていますけれども、予算的には非常に大変だろうという部分もあります。この辺について、やはりできるだけ、窯の問題については、早急にやらなければならないだろうし、また、休憩場所ですか、あそこも12畳の8畳ですか、畳の部分がありますけれども、不幸にして2件ほど重なったような場合については、福祉センターを利用されているというようなことも聞いております。ですから、あそこについては、まだスペースもありますので、もう一部屋ぐらいは何とか広げたらどうなのかなと、いうようなことで、町長のご意見をお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 6番・後藤議員のご質問にお答えをいたします。

一点目の「庁舎前の公園を駐車場に出来ないのか」というご質問についてお答えをいたします。

お尋ねの「庁舎前の公園」につきましては、議員ご承知のとおり、昭和60年に「標茶町〇〇百年記念事業」の一環として、造成された公園であります。

当時、町民の方々による「標茶町〇〇百年記念碑建立協賛会」が百年記念事業の中に組織化され、その中で町民の皆さんの心を一つにして未来に進むことをシンボルとした記念塔を中心に、総工費約1億円の巨額を投じて、町民の憩いの広場として築造されたものであります。

議員のお尋ねにつきましては、この公園の半分程度を駐車場に整備し直しが出来ないのかとのことですが、駐車場問題につきましては、これまでも対象者の数が増える諸会議等につきましては、開発センターやういずでの開催とし、駐車場が狭隘となることには留意をしてきたところであります。

現在の駐車場は、庁舎の周りを公用車の駐車場として使用しているほか、来客用に45台ほどの駐車スペースを確保して使用していただいておりますが、当面、管理上の問題も残りますが公用車の駐車場を変更し、庁舎北側の駐車場スペースの拡大を図り、来客用として駐車台数70台程度を確保してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

二点目の、火葬場の焼却窯の改良と増築についてのお尋ねにお答えをいたします。

現在の富士見台火葬場は、昭和48年に建設され、現在33年が経過しております。

お尋ねの火葬炉内の排煙が待合ホールにあふれる現象は、本年に入り葬儀関係者からのご指摘もあり調査した結果、議員ご指摘のとおり棺の大型化に伴い、排煙がスムーズに行われなく、一時的に排煙が待合ホールにあふれることが判明をいたしました。

その対策としては、棺の大型化に対応できる火葬炉への改修や、現在の火葬炉の躯体改良等が考えられますが、大型火葬炉への改修は、集煙路や再燃室の改修等も付随し、大規模な改修になることや、現在の火葬炉の躯体改良等も構造上、大型の棺全てに対応するのは無理であるものと考えております。

富士見台火葬場は、建設後33年を経過し、いずれ全面的な改修等の検討を行う必要になることから、当面は漏れた排煙を建物の外に誘導する排煙対策を、本年度当初予算で計上しておりました火葬炉の一部改修費に加え、同時に実施すべく、本補正予算に、その改修費を計上しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

二点目の休憩室の増築であります。現在、8畳と12畳の和室を休憩室としてご利用いただいておりますが、葬儀が2件同時の場合、ご遺族の人数によっては、両和室を利用されるご遺族もあり、その場合には、ご遺族、葬儀関係者の理解を得て、社会福祉センターの利用をお願いしているところであります。

また、社会福祉センターの利用料につきましても、社会福祉協議会へ免除していただくようお願いをしているところであります。

休憩室の増築につきましては、前段申しあげましたとおり、富士見台火葬場は建設後33年を経過していることから、全面的な改修等の検討を行う中で、検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

なお、再質問は自席で願います。

6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） いま町長がおっしゃられたことは、70台ほどの駐車場を作ると、それに対応するという事なのですから、私が言っている、この表の公園の半分を駐

車場にするということにはふれていないのですけれども、この辺についてはどういうふう
に考えているのか、ちょっとわからないのですけれども、この辺についてお聞きしたいと。

それから、火葬場の関係なのですから、相当老朽化が激しいということなのですから
けれども、それで今後改修に向けて考えていくということなのですから、正直言って、
町長は3年、私はあと3年半しかないのですよ。考えておく、考えておくと言って、緊急
事態が起きてきている状況の中で、そういう状態にはならないのではないかと。確かにあ
の窯は一つ、拡幅するには1,500万円程度かかるとか何とかという話がありますけれども、
一応、そういうことを言ってられない、私もこの町の中を見ると、あの窯に入るのかなと
思う人たくさんいますよ、正直言って。そうすると、やはりここに住んでいる人たちは、
皆さんあそこに必ず入らなければならない状況になるわけですよ。そうしたときに、いま
煙が休憩場のほうに入ってくる、そして皆さん方のご理解を得ながらと。そういう軽い問
題ではないだろうと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

最初の庁舎前の公園の半分駐車馬にという質問に対しての考え方をお答えしていないと
いうことですが、質問の趣旨が私は駐車場の確保ということだというぐあいに理解
しまして、結局、現在の駐車スペースを若干変更することによって、お客様用の駐車場と
して70台程度確保をできることから、それでいかがかなというお答えをしたわけでござい
ます。

また、公園につきましては、これは先ほども申しましたように、標茶町の100年事業と
して、当時の皆様がいろんな思いの中で作られた公園でございまして、よほどのことがな
い限り、そのことを大幅にどうこうするということに関していうと、簡単に結論を出す問
題ではないと。そのように考えております。

もし、どうしてもそういった必要性が出てくるのであれば、やはりもっともっと時間を
かけて、いろいろな思い、いろいろな方々のご意見を承りながら、検討しなければいけない
のではないのかなと。そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思いを
ます。

それから、二点目の火葬場の問題につきましては、当面、不都合なことがあることに対
しては、このように、今回補正予算を計上しております。それでもって対応したいという
ことではございまして、将来的には、当然、いつの時点かで大型改修というものを考えなけ
ればいけない。その時点においては、どういった形にするのかについては、その時点で考
えたいということではございまして、ご理解を賜りたいと思いを
ます。

また、改修等については、非常に大きな金額が必要というぐあいに私どもは考えており
ますので、そこら辺についてもご理解を賜りたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） その、いまの駐車場の関係なのですから、一応、こういうふ
うに上がった以上は、この公園の都市計画審議委員会ってありますよね。これには議員の

人も二人ほど入っているはずなので、十人程度でやって、春・秋ですね、それなりの検討をしていただいていると思いますけれども、そこへ付託をして審議をしてもらおう。例えば、それから、これは私も何十年もここにいて、役場の前の、何でそんな駐車場にしないのだと。誰もほめた人いないのですよ、正直なところ。そうすると住民からのアンケートをとりながらでもいいですから、一步でも前進するような方法を考えていただければと考えております。

それとまた、その、火葬場の関係については、ご理解をいただきながら、いただきながら、予算がないからというのだったら、何もできないですよ、いつになったって。結果的には、いつの時点にしたらそういう状況になるか、今そういう状況になっているからお話をしているのであって、それをずるずる延ばしていくのであれば、何の意味もないわけです。たとえ金額が高くて、それこそ積立してでも、町民から、例えば必ず入るわけですから、寄付をいただいても前向きの姿勢で進んでいく方法を考えられるのかどうなのかということなのです。

以上です。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思います。

いまの公園をどうするかにつきましては、先ほどお答えをいたしましたけれども、いろんな人の思いがあって、その時点において皆さんの、町民の総意を結集して造られたわけですから、そのことをやはりもう一度きっちりと考えて、これから先どうするのかというご意見が町民の方々の中から、先ほど議員がおっしゃられたようなご意見があるのであれば、しかるべき場において、検討をしなければいけないのかなというぐあいに考えております。

また、火葬場の問題にしましては、これ繰り返しになりますけれども、当面の不都合につきましては、補正予算を計上して改修をさせていただきたいということでございます。

ただ、炉でございますので、当然、いつまでも使えるというわけにならない、それがいつの時点かというのは、現時点において明確なお答えはできませんけれども、ただ、それが必要になった時点では、当然こういった形がいいのではないのかなという提案、検討もしながら、町民の方々に、当然大きな金額が必要となりますので、そこら辺については、ご意見を伺いながら、前に進めたいと。そのように私としては考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、6番・後藤君の一般質問を終わります。

続いて、2番・黒沼君。

○2番（黒沼俊幸君）（登壇） 2番・黒沼です。私は、先に通告いたしました案件につきましてご質問をいたします。

標茶町の和牛振興策ということについてご質問をいたします。

本町の肉牛生産はホルスタインの雄仔牛をもとに肥育元牛の育成及び肥育が活発に行わ

れてきましたが、外国からの牛肉の輸入に押され、更に近年の飼料の高騰により苦境に立っているのが現状であります。

昨年、農林水産省は和牛の知的財産権の所有を宣言して、日本古来の和牛の保護と、すばらしい和牛の肉の代表的日本食として地位を世界に広めることとなっております。

ここ2、3年九州地方を中心とする和牛生産地に変化がおきまして、飼養頭数が5%ずつも減少に転じていることから、北農中央会は、釧路・根室地方に肉用牛増頭強化対策を推進しようとしております。本町の和牛飼養農家は約40戸で総頭数1,100頭となって毎年200頭位ずつ増えているような状況であります。

国と道はホルスタインの腹を借りた、授精卵移植による繁殖生産を奨めております。和牛の繁殖増頭することは農家の所得向上になり大変良いことと考えております。

町長は、本町の和牛振興策をどのように取り組もうとしているのかお伺いをいたします。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 2番・黒沼議員の標茶町における和牛振興策についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、国内的情勢としては、他府県の生産農家の減少により、和牛元牛供給が将来的に安定していないのが現状であり、新聞等で報道されておりますとおり、北海道に対する和牛素牛生産地としての期待が高まってきているところであります。

また、素牛供給だけでなく、高値で取引される和牛ブランドへ移行することも視野に入れた、酪農の収入補完策としても注目を集めてきたところです。

管内の和牛関係組織は、農協関係者主体の管内肉牛振興協議会が組織の改編を行い、和牛生産者が主体となった釧路肉牛振興協議会として本年8月に発足しておりますし、4月には和牛生産者を対象にした和牛改良研修会が開催され、町内農業者も多数参加しております。また、町内の動向といたしましては、和牛生産振興連合会の中に受精卵部会が組織され、やはり意欲的に取り組まれているところであります。

このように、生産者の期待が高まる中、組織化も図られてまいりましたが、町内酪農家全般として捉えると、どうしても受胎率が低くなることから、空胎日数が増加し、結果として搾乳量が減少することや、優良後継牛の確保、市場価格の動向、そして今日的には飼料の確保という懸念材料もあるのも事実でございます。

これまでも、和牛振興につきましては、農協との連携を図りながら進めるべく情報交換に努めてまいりましたが、今後の具体的な支援策としては、なにより適切な飼養管理技術の指導普及と、いかにして優良な精液や受精卵を選定確保するかが課題になってくようと考えております。このように、多くの難問課題はありますが、農協はもとより町内関係機関、和牛振興対策団体等と連携し、いま立ち上がった生産者の意欲が形となるよう、それぞれの立場でやるべきこと、できることを検討し、連携を図りながら推進をしてまいります。

いずれにいたしましても、この標茶の土地資源を十分に活用することのできる土地利

用型畜産業の可能性を追求することが肝要であると考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） 2番・黒沼君。

○2番（黒沼俊幸君） すいません、ちょっと早まっちゃった。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

なお、再質問は自席で願います。

失礼しました。

2番・黒沼君。

○2番（黒沼俊幸君） いま町長から私の質問に対し大変ご理解をいただいたというふうには私は受け止めて、ありがたくうれしく思っております。

もう少し、この国のことを述べてみたいと思いますが、いま国は肉用牛増頭基盤強化総合対策、ちょっと長いですが、繁殖牝牛の次の増頭目標を全国レベルで毎年10,000頭ぐらいつつ増やしていきたいという、非常に活発、そして支援策も今年については44億円ぐらゐの補助事業を打ち出しているわけでございまして、これにいま本町が、搾乳がここ2年ほど頭打ち生産、農家の方も燃料とか、餌とか、非常に厳しい経営を、餌の高騰等で厳しい経営を強いられているわけで、普通の農家の人は、私の年齢ぐらゐで64、5歳ぐらゐになると息子さんに経営を移譲して、年金のほうにいくわけですけれども、年金だけでは足りない。やはりこういう酪農プラス畜産というパターンが、やはりこれから、標茶町において草資源とか、山林資源を生かした複合経営が営まれることが非常に有効でないかなと、こう考えておまして、F1づくりでなくて、和牛の繁殖を技術的にも非常に難しいということですが、共済組合とか農協の専門の方に聞きますと、技術は確立された。受胎率を上げるのには、もうちょっとがんばれば、かなりいいところに行く。

いま、受胎率は60パーセント位ですけれども、普通人工授精ホルスタインでは90パーセントですから、その差は30パーセントくらいであるわけですが、技術的には、かなりいいところまできている。そういうことで、今やっておられる40頭の方、それから町内にも4、5軒大きな牧場、和牛F1飼育している農家がございますけれども、牧場がありますけれども、その方々のご意見・知識を有効に活用して、町は、やはり、和牛振興会の方々は、どうも農協ばかりに窓口があるようでございますので、町に、やはりこの国の事業が下りてくるわけですから、このことをよく皆さんと、振興会で協議されて、この事業を進めて、国の考えていることに、私は一定の方向が示されたと思っていますから、その点、どんどん進めていければなというのが私の考えです。

もう一度、町長に、この辺の私の考えに対しての、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

何点かにわたる質問でございますけれども、基本的な考え方として、私は酪農と肉牛を組み合わせて、有効的に本町の持っている草地基盤を活用していくという方法については、

同感だというぐあいに考えております。

ただ、和牛というのは、私も経験上あるのですけれども、もともと内地府県で改良増殖されてきた牛でございまして、やはり北海道の気候の中で、繁殖、いわゆる子牛生産から始めるとなると、かなりホルスタインと比べますと、かなり虚弱だということは、これは実際に飼われている方たちからも言われております。そういった意味で、受胎率も若干、現状では落ちているけれども、それは将来的な方向として可能性があるということは、それは理解できますけれども、その問題が、やはりあるのではないかと。そういった考えがありますので、先ほど申しましたように、飼料管理技術の普及ということが、一番大事なのではないのかなと思っております。

そのことについては、農協さんのほうにも、やはり、道内で和牛の生産地として成功されている町村や何かの状況を見ますと、やはり、まず最初に技術者の育成を先にやられているところが多いわけです。したがって、私もそういった考え方は農協さんのほうにも伝えております。まず技術者を育てることが、先決ではないのかな。それからあとに、やはり繁殖という形があるのではないのかなと思っております。

それと、もう一点、ここ1、2年の状況になりますけれども、先ほども申し上げましたけれども、和牛が和牛として商品価値を持つためには、農耕飼料が必要になるわけございまして、日本の場合は、それはほとんど輸入に頼っていると。それが、やはり、世界、いわゆるWTO体制の中で、FTA等々が進められて、農耕飼料が、この先、潤沢に安価に入ってくるかどうかということが非常に不透明なってきます。それまた、昨今では、バイオエタノールの問題もあって、非常に難しくなってくると。そうなってくると、その農耕飼料に頼って和牛の肉というブランド生産されるわけなので、そうではない和牛のブランドの作り方、生産のあり方等々も、これが、私は道のほうに伺ったときも、そのことについてはどうするのですかということとは常々申し上げております。

議員もよくご存知のように、高級な肉を作るためにはどうしても麦が必要になってまいりまして、特に大麦についていうと、国内ではほとんど生産されていないのが実態であります。そういった飼料がなければ、たとえ和牛であっても、いわゆる霜降り的高级肉となることは不可能なわけございまして、そこら辺を将来的にどうするのかということも、私はやはり重要な課題として、あるのではないのかなと思っております。

それと、もう一点ですが、町が中心になってというご指摘だったというふうに思いますけれども、私は、この間、ずっと申し上げておりますように、経済行為でございまして、農家の方たちが、経営者としてどういう判断をされ、経済団体として、どういう方向に向くのかということが、一番大事であろうというふうに考えておりました、その方向によって、町として、どういった支援が出来るのか。ということ、考えることではないのかなと。決して、その町が先頭になってということではないということで、私は考えておりました、ただ、いろんな情報等については、そのことについてはできるだけ情報を収集し、情報を提供することに関しては私どもの使命だというぐあいに考えておりますので、そう

いった方向で努力しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 2番・黒沼君。

○2番（黒沼俊幸君） 町長は、農業関係のことは非常に勉強されているということで、私はそういうふうに言っていただくと、もうちょっとお話をしなければならないのですが、やはり、この国が打ち出した補助事業は農協に下りるわけではないのですね。やはり道を通じて町にもこういう肉牛振興策という事業があるということで、どんどん取り入れることは取り入れたらいいのではないかという方針になると思います。

ですけれども、いま私が共済とか農協で、いろいろ専門の方とお話をすると、どうもその事業がまっすぐ農協にいつてしまって、例えば受精卵移植はまだ新しい感覚ですから、この技術を一生懸命やって、おられる方は、共済と農協をいったり来たり一生懸命苦労しながら、道筋をつけていると。私は端的に言えば、受精卵移植研究会なるものが立ち上がれば、それは共済でも標茶農協でもいいのですけれども、事務局がいいのですけれども、やはり本町の、この農業分野のメンバーに、やはり事務局の一員として入ってほしいということが一点と、この牛は200頭ずつ増えているというけれども、いまこういうふうに国と道が方針を示したので、かなり公社営で、牛が標茶のほうに入ってきていますけれども、申込みが多くて、牛の数のほうが少ないというようなことにもなっているわけでございます。そういうことで、いち早く、いま別海の方でかなり、中標津もこのことに力を入れ始めましたから、管内でも酪農の雄といわれる標茶町は、このことに複合経営の有利性ということで、やはり技術的な技術屋を育てること、私はこの点が本当に一番大事なことというふうに町長の考えに同感しております。

こういうことで、私が言いたいのは、もっと先のことを言えば、和牛の値段は今かなりホルスタインに比べてよろしいわけです。ですけれども、和牛がたくさん増えてきますと、十勝圏で生産されている牛は十勝圏で、釧路・根室の和牛生産は釧路・中標津で売らなければならぬというふうになると思います。したがって、やはり、釧路・根室で和牛がどんどん増えないことには、釧路市場も、中標津市場も毎月定期的には開催できない。お客さんもこない。やはりそこまで考えて、国や道はそこまで考えているわけですから、町もそういうふうには考えほしいというのが、私のねらいです。もうちょっと、やっていただけるといってお考えを示していただいて、私は終わりにしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

決して、町が関与しないということを申し上げているのではなくて、どういった方向に向かうのかということ、農家、それから農協さんが決定をしていただいて、そのポジション、ポジションで、役場は役場、普及センターは普及センター。実際に普及センターには非常に優秀な、肉牛の優秀な技術者が一人おります。そういったことも、私は情報として持っておりますし、だから、決して、その町として関与しないということではなくて、先ほども申し上げましたように、できるだけ情報は皆さん方に提供しますということです。

当然事業の情報等については、私どものほうが多い場合がありますので、連携を取りながら、やってまいりたいと思ったおります。

それと、いま、議員がご指摘になりました点が、非常に、回答をしなかったのですけれども、非常に大事なことが一つありまして、私がずっと農協さんに申し上げているのは、いつのどこの市場で売る牛を作ろうとしているのですか。そのターゲットを決めないと、和牛の世界は無理ですよということをしつと申し上げてきました。現在の状況の中では市場として非常に大きいのは十勝市場だと思っておりますので、秋の十勝市場に向けて、いわゆる育成牛を生産していくというのが、標茶の現時点においては、一番いい選択肢ではないのかなと。私は考えています。

ただ、それが釧路・根室管内で、ある程度の生産規模が確保されて、市場として確立するまでが、これはかなりの時間が必要だと私は考えておりまして、それよりもっと大事なのは、標茶の和牛としての斉一性が市場のほうから求められておりますので、そこら辺の戦略をきちんとすることが必要ないのかな、等々を申し上げて、まいっております。

繰り返しになりますけれども、町としては決して和牛のことに関して、後ろからということではなくて、全面的にできることについては、支援をしてまいりたいと思っておりますし、本当に、私の持っている知識・情報であれば、いくらでも提供したいと、そのように考えておりますので、そういった意味で、生産者、関係機関と連携を取りながら、振興に努めてまいりたいとそのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、2番・黒沼君の一般質問を終わります。

続いて、14番・小林君。

○14番（小林 浩君）（登壇） 町内商店街での購買率の向上、地元発注の拡大による、循環型経済社会の構築について質問をいたします。

本町においても、商工業者が依然厳しい環境の中で、特に物販をしているお店、商店にとっては、町内391沿いへの大型店の進出、また近隣市町への大型店などに購買率を奪われるなど、大型店には物理的にも対抗は不可能と、経済的な理由または後継者の問題などで、店を閉め、空き店舗となる、そんな状況が続いている中で、本町の人口も高齢化率が25パーセントを超える中で、お年寄りの方が歩いて買い物に行ける範囲の中のお店がなくなっているなど、非常に問題が発生しているところであります。

そんな中で、協働のまちづくりを推進する町として、消費者、生産者、商工業者が一体となり、地元での購買率の向上を、更には、町長が方針で述べている地元での商品の開発、或いは現状にある商品を、ブランド化を進め、まずは町内で消費、町外へ発信をし、経済の安定を図ることが非常に重要なことと考えられます。

先の6月第2回定例会において、地域活性化の視点から地産・地消の取り組みが地域内の連携を強化するために、本町として取り組むべきと質問したところ、町長より地産・地消を進めることが「標茶ブランド」の確立にもつながるとの、大変熱意のこもった答弁をいただいたところではあります。今まさに、早急に、現状で出来ることから始めること

が求められていると思います。

地域購買率の向上や、あらゆる産業での地元発注の拡大により、地域内を活性化させ、循環型経済社会を自ら形成しなければなりません。

小さなことでも、町民の見える行動、変化を町自ら行っていくことが、いままさに町民が求めていることではないかと考えられます。

秋田県美郷町というまちの例では、地域で販売されているものを地域で消費する「地販・地消」を条例化し、運動論として、地元の購買率の向上、地元の経済を守り、循環させる仕組みを実践しております。

このような取り組みを本町も、協働のまちづくりを推進する町として、運動論として、取り組みをする考えはないか、町長に伺います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 14番・小林議員の町内商店街での購買率向上、地元発注の拡大による循環型経済社会の構築についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、町内消費拡大による循環型経済社会の構築につきましては、必要不可欠な取り組みであり、また、地産・地消の推進と標茶ブランドの確立につきましても、先の定例会で申し上げましたとおり、重要な課題として認識をしております。

町といたしましては、町内消費拡大の一環として、地元発注の推進、記念品等のお買い物券への切り替え、振興施設誘致に係る地元発注の奨励等を行ってまいりましたが、今後につきましても、引き続き取り組みを進めてまいりますとともに、更なる地元消費の拡大を図ってまいりたいと存じます。

その為には、消費者が望むものを生産し、販売する体制が肝要でありますことから、消費者、生産者、商工業者が、それぞれ求め求められるものを認識し、取り組む体制が必要と考えております。

これらの取り組みにつきましては、町といたしましても、最大限の支援を行ってまいりたいと存じますし、それらを牽引する商工会等、経済団体のご努力にも期待するものであります。

また、地元消費につながる標茶ブランドの確立につきましては、一つの試金石として考えられるのが、過日も新聞報道されておりましたが、「うまいもの市」ではないのかと考えております。開催当日の人の集まりをみると、まさしく、求められるものがそこにあるわけであり、その数が増え、更に磨きがかかることにより、標茶ブランドが確立されるものではないのかと考えております。

議員ご指摘の「運動論」としての取り組み、協働のまちづくりの推進は、このような取り組みの積み重ねにより達成するものと考え、引き続き支援し、ともに取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

なお、再質問は自席で願います。

14番・小林君。

○14番（小林 浩君） 町長より、大変、前向きなご答弁をいただいたところではありますが、先日のご答弁の中にもございましたうまいもの市、つい先日、私もちょっと見てみたのですけれども、本当に久々に町の中がにぎわうというような、そんな状況があったのですけれども、一つだけ町長にお伺いしたいのですけれども、うまいもの市の第一の人気のというのは、標茶高校で作られている商品というか、安全・安心を売り物にした商品というのが、非常に消費者の方々に人気があるということなのですが、例えば、標茶高校などと連携を取りながら、常時、標茶高校のものなどが常に買えるようなお店などを町内の中に設けるだとか、空き店舗の対策も含めて、何かそういうあれがあれば、町長に伺いをしたいと思えます。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

標茶高校につきましては、私は以前からも、これは標茶町の非常に貴重な財産であり、これを何とか、うまく活用という言い方は変ですけれども、やはり後押しをしながら、みんなが標茶高校というものを育ててあげることが大事だろうと思っております。

実際に、それは生徒さんたちの活動の中から生まれているグラスランドでしたか、そういうブランドで、いろいろなものが作られていることも存じ上げております。

いま、小林議員からご提案の、それを常設的に、例えば町内のどこかでということに関して言いますと、標茶高校さんのほうで、確か、年間、何日か、生徒さんたちが実際に高校の中でもお店をやられていると、販売をしているというふうに聞いておりますし、ただ、他町村では、例えば美幌でしたか、美幌農校かなんかで、そういう形で町内に販売店を設けているという記事も見た記憶があります。

いずれにいたしましても、町民から評価されるものをきちんと届けていく。それを特に標茶高校生がやっているということに関していうと、非常にイメージとしても私はすばらしいものではないかなと思いますので、そこら辺の実現性については、現時点については明確にはお答えできませんけれども、担当のほうと協議することで、進めてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、14番・小林君の一般質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 3時01分

◎報告第8号

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7。報告第8号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

育成牧場長・表君。

○育成牧場長（表 武之君）（登壇） それでは報告第8号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、午前8時15分頃、草刈業務作業終了後、朝礼に参加するため牧場事務所にトラクターで帰る途中、町道を右折する際、後方から追い越しをしてきたオートバイが接近し、トラクターとの接触をさけるため転倒したことであります。トラクターを運転していた職員がオートバイの転倒に気づき、オートバイと接触せぬよう回避し、停止した。オートバイの運転手が転倒し、外傷があったことから、直ぐに町立病院に搬送して適切な診断、処置を行い、異常がないと診断されました。

トラクターの方向指示灯が草刈作業機により見づらいことや、双方の安全確認が不十分だったことが原因でありました。町側の破損等はありませんが、オートバイはフロント軸部分破断、フロントカバーや計器損傷、他各部分に傷が付きまして、過失割合は町が80パーセントでありまして、9月18日、双方協議により、示談が成立し、同日付で専決処分をしたところであります。

安全運行につきましては、今後もより一層の徹底を図り、再発防止のため、事故現場に農耕車両通行及び農耕車両右折注意の看板を4枚設置し、トラクターには草刈作業機をつけた状態でも確認できるように方向指示機を追加いたしました。

内容に入ります。

専決処分した事件の承認について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

次ページに移ります。

専決処分書(写)。

平成19年8月23日発生の自動車事故について、これに対する損害を下記のとおり賠償するものとする。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

1 損害賠償額、590,044円。

その内訳につきましては車両損害が49万6,000円、それから、初期の治療費、帰宅費用で94,044円という内訳になっており、全額車両保険で対応いたしました。

2 相手方、〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇。平成19年9月18日。

以上です。

○議長（鈴木裕美君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

12番・田中敏文君。

○12番（田中敏文君） この報告の中で、確認事項という形の中で2、3聞いておきたいと思えます。

まず、年齢がありませんので、この方の、被害者の年齢。それと、この報告の中で午前8時15分ころ、草刈業務終了後となっていますので、時期的に繁忙期に入って、所定の労働時間外での勤務、そして朝礼に間に合わせるために帰ってきたという部分がありますので、時期的に作業体型、労働者の作業体型、時間的な部分と、どのような形で、なっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 育成牧場長・表君。

○育成牧場長（表 武之君） お答えをいたします。

いま手元に年齢書いたもの、確認できるものはございませんので、後ほどちょっと説明させていただきます。

それと、時間の関係につきましては、草刈時期ということもありましたので、早朝に時間外で草刈をさせていただいたということになっております。

それで、こういう早朝の残業につきましては、草刈等の、天気の状態以外、ほとんどはそういうことをしていることはありません。

以上です。

○議長（鈴木裕美君） 12番・田中敏文君。

○12番（田中敏文君） はい、わかりました。

それと、あとこれ、保険の対応ということで、80：20という形で出ているのですけれども、その、この、車両保険で全て対処したという、この保険、保険に対して、民間の保険とか、この保険に対してこの議会で僕もたいした聞いたことはなかったものですから、どういう体型の保険、自治体の保険なり、そういうもので、対応しているのか、民間の保険会社に、その車両ごとに委託をして、その保険になっているのか、お聞きしたいのですけれども。

○議長（鈴木裕美君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時07分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

管理課長・今君。

○管理課長（今 敏明君） いま、議員のご質問の部分につきましては、保険のことということで、私のほうの担当ということで、私のほうから、まずお答えを申し上げたいなというふうに思います。

保険につきましては、最終的には民間の損保会社が引き受け先になっていると。全国町

村総合賠償保険ということで、基本的には町村会等が窓口になっている保険でございます。

先ほど言いましたとおり、最終的には民間保険団体が引き受ける形になっています。

補償内容については、そう民間と大きく変わるものではございませんけれども、自治体向けに対象等も含めて、課金等も含めて、かなり格安で補償を得られるというような状態の保険でございます。

もし、答弁もれがありましたら、また、ちょっと中座していましたので、後ほどお答えしたいと思います。

そしてなお、牧場長のほうにご質問した年齢についても、詳細、調べておりますので、もう少々お待ちください。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

3番・越善君。

○3番（越善 徹君） 草刈作業機の件ですけれども、これは公道を走るような仕様になっていますか。

○議長（鈴木裕美君） 育成牧場長・表君。

○育成牧場長（表 武之君） 通常の部分で、問題ないと思います。たまたま、こういう形に上がってくるものですから、ちょうど右手の部分が隠れて見えなかったということで、それで、上のほうに見えるような形で、今回、付けました。それ以外の車両につきましても、そういうことがあり得る可能性がありますので、マグネット式の取り外しできる形で全車両にそういうものをつけながら、機種ごとによって変わってきますので、その機種に合わせてながら、そういうのを付ながら、安全対応をしていきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

管理課長・今君。

○管理課長（今 敏明君） 先ほどの被害者の方の年齢でございますけれども、生年月日で申し上げますけれども、昭和37年の8月ということでございますので、45になりますか。以上が年齢でございます。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第8号は承認されました。

◎報告第9号

○議長（鈴木裕美君） 日程第8。報告第9号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君）（登壇） 報告第9号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、平成19年度一般会計補正予算（第2号）であります。本年9月8日に発生いたしました台風9号の影響により、町道45路線において被害が発生し、通行等に支障が出たため、住民の安全を確保すべく災害復旧工事を行うための、補正を行ったものであります。

なお、本件につきましては、緊急のため、議会を招集する時間的余裕がなかったため、9月10日をもって、専決処分をさせていただきました。趣旨ご理解賜り、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

専決処分した事件の承認について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、報告し、承認を求めるといふものであります。

次ページであります。

専決処分書（写）。

平成19年度標茶町一般会計補正予算（第2号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するといふものであります。

別紙補正予算書、1ページををお開きください。

平成19年度標茶町一般会計補正予算（第2号）。

平成19年度標茶町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,480,193千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書にしたがい、ご説明申し上げます。

（以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略）

なお2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、これまでの説明

と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

以上で、報告第9号の内容説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑は逐条で行います。

初めに、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出11款災害復旧費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 災害復旧ということで、最近、毎年台風とか、低気圧の被害等々が出ておりますが、3,500千円の措置というのは、町道45線ということで、この査定の中の内容というのは前にも聞いたのですが、経費的に査定をする場合に、査定率というのですか、直接的にはこのくらいかかって、事務的にはこのくらいだという、その査定に当たっての、経費の算出というのは、どういう方法で出されて、それが交付税措置なされるのかということなのですが。

○議長（鈴木裕美君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

今回のこの工事請負費の補正をお願いしている部分につきましては、45路線の約8割に当たります五十数カ所がグレーダー等の補修で単独費で対応いたしました。

残り13カ所につきまして業者発注による復旧を図るための対応といたしたいという専決でございまして、議員ご指摘の、いわゆる査定の部分でございまして、この部分につきましては、災害補助といえますか、国からの国庫負担法によります災害に到達する額のものではございませんで、起債事業によります単独災害を、いま目論んでおりまして、それぞれ単独災害の起債事業対応の事業のほうで、これから協議に入っていくという状況でございまして。

査定につきまして経費的な部分につきましては、いわゆる発注いたしまして、完了する経費についての起債対応が交付税措置されると、交付措置されるという形になっております。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） 補足させていただきますけれども、いわゆる交付税措置等々の割合のご質問だったかと思っておりますけれども、とりあえず、単独災害になるものも含まれておりますけれども、協議が終わりませんと、いわゆる単独災害としての起債が認められないので、とりあえずは専決処分書にありますように、特別交付税で対処されるということとを想定して、歳入の予算計上をさせていただいております。

ただ、協議次第ではこのうち、単独災害ということで起債にまわる部分が出てこようかと思っておりますので、この分については協議が整った時点で、また補正の措置をとらせていただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、次に、歳入、第10款、地方交付税について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないのものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第9号は承認されました。

◎報告第10号

○議長（鈴木裕美君） 日程第9。報告第10号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

商工観光課長・佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君）（登壇） 報告第10号、株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出についての趣旨並びに内容について説明をいたします。

この本報告書は本町が出資しております第三セクターであります株式会社標茶町観光開発公社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、報告するものであります。

本経営状況説明書につきましては、平成19年6月27日に開催されました第29期定時株主総会において承認され、その後、報告がありましたものを、その資料に基づき報告するものであります。

概略であります。収入1億2,170万9,414円でありまして、経費並びに法人税等を差し引いた当期純利益が1,010,421円となり、5期連続しての黒字決算でありました。

更に累積欠損金の解消を重要課題として取り組みこととされております。

内容について、以下、説明をいたします。

報告第10号、株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社標茶町観光開発公社の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出する。

次ページをお開きください。

株式会社標茶町観光開発公社の経営状況説明書、第29期事業年度の経営報告及び決算であります。

経済産業省より首都圏が景気上昇傾向と報道されて久しい昨今、道内においては一部の地域を除いては底冷えのするほど景気の停滞が続いており、特に釧路根室地方に至ってはその回復の兆しさえもなかなか見えてきません。

第29期は安・近・短の傾向が実に顕著に表れ、本州からの観光客を中心に宿泊数が落ち込み(14%減であります)。道内の利用客についても、釧路市内への相次ぐ都市型ホテルの進出等で同様の状況でありました。

更には、大型公衆浴場が新たにオープンし、目帰り入浴利用者数にも少なからず影響を受け(11%減)、加えて原油価格が天井知らずで高騰するなどの向かい風の中の1年でしたが、極力経費を抑え、創業30周年を見据えた特別宿泊パックを設定し利用を呼びかけた結果、前年の利用者数を上回る月もありました。宴会売上では陸上自衛隊釧路駐屯地への積極的な営業等により前年比16%増、仕出し料理についても徐々に町内外に浸透し前年比33%増で、全体では落ち込んでいる中でも明るい話題として今後に期待が持てるところで

す。

収支につきましては前期を下回りながらも利益を計上し5期連続黒字で決算を終えることが出来ました。しかし売上が減少傾向をたどっている現状を厳しく受け止め、特に、ここ数年いわゆる繁忙期(6月・7月・8月・9月)の売上が目立って減少しており、課題はここにあるものと捉えており、更なる営業の強化とホームページを充実させることによるインターネットの宿泊予約数をどれだけ伸ばすかが、キーポイントになるものと考えます。

来期は、まず出来ることを確実に消化しながら『憩の家かや沼』の存在価値を十二分に発揮できるよう、社員一同努力を重ねてまいります。

今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。とさせていただきます。

次ページ、会議関係、監査の状況、株式の状況、公社役員の状況、従業員の状況は記載のとおりでございます。

次ページをお開きください。

決算状況でございます。

貸借対照表、資産の部、流動資産が715万7,535円となっております。固定資産につきましては、680万9,318円、その他の資産が10,000円。資産の部の合計が1,396万6,853円であります。

負債の部、流動負債といたしまして1,088万594円。買掛金が331万7,940円。未払い金、

預り金、未払い法人税等を合計いたしまして1,088万594円となっております。

純資産ですが、株主資本、この部分につきましては新たに出た項目でございまして、3,000万円の資本金に対する剰余金の関係で、利益剰余金の累積欠損金2,691万3,741円と3,000万円の差が株主資本となる計上になってございます。

資本の分の合計につきましては、308万6,259円。同じく負債純資産の部の合計が1,396万6,853円となっております。

損益計算書に移ります。

費用の部です。売上原価につきましては3,387万8665円であります。販売費及び一般管理費につきましては8,345万4,368円。営業外費用が336万5,960円となっております。この部分につきましては、今期法人税の収入割、所得割が生じてございまして、140万4,400円の法人税を支払ったところでございます。

当期純利益につきましては、101万421円、合計で12,170万9,414円となっております。

収益の部ですが、売上高1億1,655万5,897円。純営業に係ります営業利益につきましては差し引いた金額で77万7,136円の赤字というふうな形になってございます。

営業外収益につきましては、515万3,517円、合わせまして1億2,170万9,414円となっております。

次ページです。

販売費及び一般管理費の細目でございます。旅費の3万5,000円から雑費99万7,732円、それぞれの項目を合計いたしまして8,345万4,368円となっております。

利用状況につきましては、先ほど内容の説明でありましたとおり、若干の減という風な状況になってきてございます。合計で申しますと、日帰り客につきましては49,728人、宿泊につきましては5,717人となっております。

第30期の事業年度計画でございます。

総括といたしまして、ここ数年の売上減少を景気の停滞を言い訳にすることなく、『憩の家かや沼』が一企業として生き残るべき戦略として今一度サービス業の原点に立ち返る必要があります。接客の基本が心と心であることを忘れず、常にリピートを意識しながら業務に従事することへ社員一人ひとり心掛けてまいります。前年度ある程度の効果がうかがえました閑散期における特別料金設定等、次年度に迫っております創業30周年に向けたキャンペーンを企画しながら営業の強化を図ってまいります。

湿原観光が過渡期を迎えているとささやかれてはいるものの、釧路湿原道路の利用開始により釧路空港からのアクセスも良くなり、近年の国際化に伴いアジアを中心に外国人観光客の姿も増加傾向にあることから、国立公園指定20周年を迎える野生動物の宝庫釧路湿原の『憩の家』を今一度アピールし、役職員一丸となって邁進することを基本方針といたします。

2. 重点事項、今後も引き続き、職員全員が経営者と同じ認識に立ち、人と自然への気配りを基本テーマとし、1. 民間企業としての意識を強く持つてのサービスの提供、2. お

お客様の目線で心がやすらぐサービスの提供、3. 日常業務の点検を行い利益創出に向けた取り組み、4. 社員による館内外の整備及び清掃の強化。この4つの取り組みに社訓であります熱意、誠意、創意をもって努力してまいります。

収支計画でございますが、収入の部といたしまして、売上高1億2,000万円、雑収入を500万円見込みまして、収入合計1億2,500万円。支出の部につきましては、材料仕入費3,500万円。その他管理費の合計を8,668万8,000円といたしまして、営業外費用につきましては180万円、支出合計を1億2,348万8,000円。最終的には、税引き後の当期の収益を151万2,000円として計画をいたしました。

以上で、報告第10号の説明を終了させていただきます。

よろしくご承認のほどお願いいたします。

○議長（鈴木裕美君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番・舘田君。

○10番（舘田賢治君） 出資上のことと、その効果という形の中で、何点かお聞きをしておきたいなと思います。

非常に、私も個人的に憩の家のほうなど利用させていただいておりますけれども、大変、本当に皆さん、一生懸命で、がんばっていると。いま課長がご報告したとおりかなと。こういうふうには思っております。

第3次の憩の家の経営改善計画、前に出されております。確か、今年が2年目にあたるわけですか。3年目にあたるわけですか。3年目に当たる、そうしたら最終年次ということで、も、ありますね。それで、この、いわゆる、出資金の関係からいきますと、先ほど説明ありました株主資本の300万円、これはまあ300万円にだんだん資本がなっただけで、あと残りは2,600万円と。こういうことでありますから、まず一点、この2,600万円に対しては、経営改善計画、3カ年計画からいっても、もし3年目であれば、確か賃貸料の150万円も返すような予定を立てていた年度でもあるのではないのかなと。その辺の整合性を、どのような議論をされたのか、まず一点、その辺聞かせていただきたいなと。

それから、この、貸借対照表を見せていただいておりますと、この流動資産の関係、固定資産の関係、または流動負債の関係のバランス的に、これ、1,000万円、1,400万円ぐらいしかないわけですよ。施設は借りておりますから、そうしますと、非常にこの300万円の資本が、ここでものすごく生きていますけれども、バランス的に流動資産の形の中からいけば、全体の、2,400万円の資産の中のバランスでいきますと、700万円台ということは100万、金額が1,400万円だとすれば、100万円程度がこの流動資産としては少ないなとことで、また逆に固定資産100万円ちょっと多いのではないのかなと。そういう面からいきますと、流動負債のほうも、約、だいたいこの資産の半分と言っていますから、やはり1,088万円ということは、かなりこれは何百万円か、高い率になっている。そういうこの貸借対照表の中から見れば、その辺の議論も、これは取締役会で、どのような議

論がなされたのかなど。この辺も一つ、話されていれば、話されていればお聞きをしておきたいなど。

それと、3カ年計画の最終年次であれば、またさらに3カ年計画か何カ年計画を作っていたかなければならないかなと思うのですが、その辺の考え方は今後どのような考え方をもっているのかも、併せてください。

それから、この損益の計算書の中で、いわゆる当期利益の百一何万何がしと、法人税、それから業務委託料、それから営業利益の赤字の分、この三つの分が雑収入なのです。そうですね。ということは憩の家の本体の経営の中では、77万円、これはマイナスだと。去年、一昨年はかなりいいがんばりかたしましたよね。今回は77万円、これはマイナスだと。このマイナスと、それから利益を出すのに雑収入と、この差額が利益計上になっているわけですよ。これはどういうようなものが、こういうプラスになったお金、この中に、雑収入の中に残ったのか、それも、もし、わかる範囲で、わかるってわかるでしょうから、その範囲を知らせていただきたいなと思います。

それから、この期中の中で、この期中の中で、きょうこの憩の家のやつ、このやつを見たら一千万円かなんか借りていますよね。この年度では、借入かなんかはなかったのでしょうか。もし、あったとすれば、いくらあったのか、期中の中で。ということです。

以上。

○議長（鈴木裕美君） 商工観光課長・佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） お答えいたします。

質問が多岐にわたっておりますので、もし答弁もれがあったら、またご指摘を願いたいと思います。

まず3カ年計画の関係ですが、議員ご指摘のとおり第三次の改善計画ということで、平成17年、18年、19年ということで、3カ年計画を策定をいたしました。その時点では、これだけの経済不況が長引くというような見込みも立たない状況でありましたが、最終的には、17年、18年、19年に計画をローリングをしていくことで、さらに経費の節減をしていくということも、一つの方法であろうかという話もあります。それとまた、これに基づく経営の指針というものを新たに策定をしていくのも、一つの方法であるという論議がございます。

それから、流動資産と負債の関係ですが、ご指摘のとおり、大変、金額的に会社としての財産というものが少ない状況になってございます。この部分につきましては、財産としては少ないわけでございますけれども、身を軽くしての経営というのも、経営上の一つの方法であるというふうな形で考えている部分がございます。資産を増やすということもひとつの方法でございますが、可能な部分の新たな器具、備品等の取得のみにとどめて、少しでも経費の節減を図っていくという方法でございますので、その点にはご理解をいただきたいと思います。経営上、この、貸借対照表見た限りでは、大変財産が少ないと言うのはご指摘のとおりかと思っております。

それから、新たな計画の部分ですが、いまお話をしたとおり、新たな計画を作るべきなのか、指針でとどめるべきなのか、また今後の論議が必要であるというふうに考えております。

それから、雑収入の部分でございますが、ご指摘のとおり営業利益、営業での売り上げと経費を差引いた部分につきましては、ここに損益計算書に出ていますとおり、77万7,000円の赤字となっております。この部分につきましては、営業外収益の513万5,517円という部分で補っている結果でございます。この部分につきましては、前回もご質問されている部分なのですが、内容といたしましては、貸しタオル、それから自販機などで130万円ほどの収益がございまして、それから業務委託、これは町が観光開発公社のほうに委託をしております蝶の森の清掃、それから各観光施設の管理委託、塘路の休憩施設もそうですが、観光開発公社を通しながら委託をしているところでございます。その部分につきましては、2,900万円。

それから、ワカサギ漁の遊魚漁の徴収を漁協から委託をしております、これの収入が15万1,000円。そのほか、宅急便、コピー料、電話料、切手、ゴミ袋の販売手数料等を合わせますと、約32、3万円の数字なりまして、合わせますと大体512万3,000円。雑収入の多くは、こういうことになってございます。

それから、業務委託料の部分につきましては、これの裏返しになるわけですが、レークサイド塘路パルの年間の委託料、それと塘路のキャンプ場の受付、グリーンヒル多和の委託料、それと多和平のキャンプ場の管理委託。諸々合わせまして、196万1,560円という状況となっております。

それから、この当期における借入れでございますが、町の予算で計上しております2,000万円のうちから、1,000万円の運転資金の借入れを行ったということで、他の金融機関からの借入は一切ございません。

以上でございます。

○議長（鈴木裕美君） 10番・館田君。

○10番（館田賢治君） 話はわかりました。私が言っているのは、一つあれですね。この貸借対照表は数字が軽いというか、財産がないからということではなくて、この貸借対照表からいくと、普通、この流動資産だとか、固定資産だとかいうのは、この割合というのは普通6：4の割合だとか、そういう数字が少ないのに、こうちょっと現金・預金のほう少ないよと。そして固定資産のほうはちょっと多いと。これ金額が小さいからいいけれども、いわゆる流動負債も300万円ほど、これは多いのではないのかなと。資本金は大体25パーセントみたら、300万円からこれ、資本金に積立しているということは、非常によくバランス取れてきているから、あとのこの資産と流動負債だとか、固定資産のほうの関係のバランスもよく考えて、議論していけば、何とかあれかなと。いうふうに思っていたのですけれども、借入金、いま1,000万円まず聞いたのは、この町から借りた1,000万円についての、これは、支払利息は発生はしていないのですか。

それから、今後の、いわゆる2,600万円の出資の今後の関係は、いま、この貸借対照表からいうと、これ、借入れの利息のかからない、期限のない借入金が2,600万円あるみたくなってしまうのですけれども、いずれにしても、いずれかはがんばって返していかなければならない。そういう面の議論等もあったとしたら、聞かせていただきたいなど。このように思います。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） 観光開発公社に関する経営状況の報告でありますので、会社のほうから報告をいただいている、或いは会社の状況について、説明できる限りで説明をして、あとは役員会のほうに意見を申し述べていきたいと。たまたま町長と私が、あるいは観光課長が役員になっていますから、たまたま詳細な情報を知っていますけれども、手続き的には、会社のほうから報告を受けたものを、ここで説明しているということでご理解をいただきたいと思います。

ただいま議員からあるべき姿としての、会社のあるべき姿としての経営内容について説明がございます。私どもも当然そうなるべきだというふうにして議論しておりますし、指摘ありましたように、今、3期目の経営改善中であります。経済状況が好転しない中で、なかなか四苦八苦をしておりますし、たまたま3,800万円からの累積債務が、いま2,600万円まで何とか落としてきたと。議員からご指摘のその問題点については、この途中経過であるというふうを考えておりますし、当然取締役会でも、この辺の議論を一つ重点的にしております。ただ、お客さんが、宿泊客が本州或いは町外の道内の方々に期待をすることが多い中で、これまた数字というのは期待できないと。そうすると、何に期待をするかという近隣の皆さん、町内の皆さんにご利用をいただくということに期待をしていかなければいけないと。通常私どもは原価率については、26パーセント程度、これは経営改善計画で27パーセント下回るように、ちょうど計画をしておりますけれども、今のところ、近隣の皆さん、町内の皆さんにご利用をいただくために原価率を少し上げておりまして、今のところ29パーセントまで、約3パーセント近く原価率を上げています。ということは、その分だけ、3パーセントの分だけ、中身的に皆さんにグレードアップして提供をしてサービスをしているということでありまして、ご案内のように結果としては町内の各地区の敬老会も、非常に、今年度を見ても、非常に多くなってきているということで、あるいは女性の方々のご指名もかなり多くなってきておりまして、それが先ほど説明した、実は仕出、或いは宴会等に反映をしてくれているということでございます。

この状況を考えながら、何にどういうふうに変化をさせて、経営改善をしていくかというところでございまして、議員からご指摘のあったことを留意しながらやっていきたいと思っております。

さきほど、140万円の法人税のあり方についてもご指摘をいただきました。私どもも、議員ご指摘のように町のほうに、是非、使用料を払っていくということが大事ではないかという事を申し立てておりまして、更には、議論の最大テーマであります剰余金が2,600

万円の三角になっておりますから、この解消を何とか大テーマにしながら、町のほうに、いわゆる賃貸料を支払うことということを含めて、全体を改善させていきたいなというふうに考えておりますし、そういう面では役員会でも同様な議論をしておりますから、再度議会の議論を含めて、会社のほうに申し伝えたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（鈴木裕美君） 商工観光課長・佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） 町からの借入れの部分につきましては、年度当初に借入れを起こして、年度末に全額お返しをするというシステムになっていまして、利息については、利息なしと、無利息ということで、処理をさせていただいております。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

以上で、報告第10号は終了いたしました。

◎議案第41号

○議長（鈴木裕美君） 日程第10。議案第41号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君）（登壇） 議案第41号につきまして、提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成19年度過疎債要望事業申請に係る標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更でございます。

同計画につきましては、平成17年度から21年度までの想定事業が記載されておりますが、新年度新たに町道標茶中茶安別改良事業を実施することから計画事業に追加するものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第41号 標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第6項の規定に基づき、標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更する。

別紙であります。3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、(3)計画（平成17年度～平成21年度）の表中、前が事業内容、後ろが事業主体であります。「町道磯分内瀬文平線防雪事業 町」を「町道磯分内瀬文平線防雪事業 町」、「町道標茶中茶安別線改良事業 町」に変更する。

以上で、議案第41号の提案の趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第41号は原案可決されました。

◎議案第42号及び署名議員の追加

○議長(鈴木裕美君) 日程第11。議案第42号を議題といたします。

本案に関し、地方自治法第117条の規定により、徐斥に該当すると認められますので、4番・伊藤君、10番・館田君の退席を求めます。

(4番・伊藤君、10番・館田君退席)

○議長(鈴木裕美君) 本会議開始当初に指名いたしました会議録署名議員の10番・館田君が退席いたしましたので、13番・川村君を追加指名いたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長(玉手美男君)(登壇) 議案第42号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について、平成19年度に被表彰者を別紙のとおり決定したいので議会の同意を求めるというものであります。

本年度の被表彰者は自治功労者3名、教育文化功労1名、在住功労85名、善行表彰2名、勤続表彰2名の方々を11月3日の文化の日に表彰しようとするものであります。

なお、8月24日開催の標茶町表彰審査会において、審査をいただいておりますことを、ここにご報告いたします。

また、表彰者一覧表にあります住所欄の表示につきましては、従前から地域の方々に理解され、使用されております区域の地区名で表示してありますことをご理解願いたいと思います。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

標茶町表彰条例に基づく被表彰者。

(ア) 自治功勞、住所・氏名・年令・事績の順に読み上げます。

麻生、高野千鶴子さん、66歳、町議会議員として、多年にわたり町の地方自治の発展に寄与された功績は大である。

以下、事績については同一につき省略させていただきます。

同じく館田賢治さん、63歳、磯分内 伊藤淳一さん、62歳。

(イ) 教育文化功勞、住所・氏名・年令・事績、磯分内、早川壽子さん64歳。多年にわたりスポーツ振興に尽力され、体育の発展に貢献された功績は大である。

(ウ) 在住功勞、住所・氏名・年令・事績。常盤、石田幸雄さんさん、88歳、50年以上本町に在住し、郷土を愛し勤勞に励み町の発展に寄与された。

以下、事績については同一につき省略させていただきます。

同じく石田房江さん85歳、伊藤昌庸さん、70歳、同じく梶川宏さん、70歳、同じく佐々木敏子さん、70歳、次のページです。

住所・氏名・年令・事績、常盤、佐藤祐子さん、70歳、50年以上本町に在住し、郷土を愛し勤勞に励み町の発展に寄与された。

以下、事績については同一につき省略させていただきます。

同じく西村八重子さん、75歳、同じく村山生朔さん、70歳、川上、伊藤勉さん、78歳、同じく大場義行さん、70歳、同じく小野寺義男さん、70歳、同じく狩野敏子さん、74歳、同じく笹野良男さん、72歳、同じく服部幸一さん、74歳、同じく原榮一さん、70歳、同じく山澤敏さん、70歳、同じく横島幸信さん、75歳、開運、加藤かつみさん、70歳。

次のページです。

住所・氏名・年令・事績、開運、奈良昭七郎さん、75歳、50年以上本町に在住し、郷土を愛し勤勞に励み町の発展に寄与された。

以下、事績については同一につき省略をさせていただきます。

同じく松本スミ子さん、70歳、旭、鎧谷隆之さん、70歳、同じく伊勢幸子さん、70歳、同じく牛崎義和さん、72歳、同じく齋藤英子さん、75歳、同じく酒井ヒサさん、70歳、同じく手塚豊彦さん、76歳、同じく藤原ヨシエさん、73歳、富士、蛭名アキ子さん、70歳、同じく小澤清次さん、77歳、同じく小澤テル子、72歳、同じく白倉方子70歳。

次のページです。

住所・氏名・年令・事績、桜、五十嵐セイさん、75歳、50年以上本町に在住し、郷土を愛し勤勞に励み町の発展に寄与された。

以下、事績については同一につき省略をさせていただきます。

同じく大裕敏さん、70歳、同じく小野田繁子さん、70歳、同じく佐々木順子さん、70歳、同じく嶋田初江さん、71歳、同じく下町義昭さん、72歳、同じく瀬山キヨさん、70歳、同じく只野道雄さん、70歳、同じく成田庄二郎さん、70歳、同じく畑野稔さん、70歳、同

じく山村忠司さん、70歳、同じく横田勇さん、70歳、平和、井本花子さん、91歳。

次のページです。

住所・氏名・年令・事績、平和、倉内新一さん、70歳、50年以上本町に在住し、郷土を愛し勤労に励み町の発展に寄与された。

以下、事績については同一につき省略をさせていただきます。

同じく見浪千代さん、75歳、麻生、黒田ミサさん、89歳、同じく薄田紀七郎さん、71歳、同じく嶽登喜子さん、70歳、栄、新田重雄さん、70歳、多和、鈴木孝一さん、72歳、弥栄、齋藤繁さん、70歳、同じく和田英彌さん、70歳、オソベツ、櫻田澄子さん、70歳、同じく佐藤又丈さん、77歳、同じく佐藤ミヤさん、77歳、同じく高松チヨさん、75歳。

次のページです。

住所・氏名・年令・事績、オソベツ、長畑チセさん、70歳、50年以上本町に在住し、郷土を愛し勤労に励み町の発展に寄与された。

以下、事績については同一につき省略をさせていただきます。

同じく守屋マスマさん、72歳、磯分内、井上幸子さん、79歳、同じく大橋久雄さん、70歳、同じく川村巖さん、70歳、同じく西郷清子さん、81歳、同じく古川克雄さん、70歳、同じく古山繁雄さん、75歳、同じく松本清司さん、70歳、塘路、大沼義重さん、70歳、同じく菊地タリヨさん70歳、同じく高森茂さん、70歳、同じく日向一紀さん、70歳。

次のページです。

住所・氏名・年令・事績、茅沼、齋藤スイ子さん、75歳、50年以上本町に在住し、郷土を愛し勤労に励み町の発展に寄与された。

以下、事績については同一につき省略をさせていただきます。

同じく菅原一郎さん、70歳、虹別、阿部源吉さん、70歳、同じく竹村定男さん、70歳、同じく富田和英さん、70歳、同じく藤野藤司さん、70歳、同じく星芳憲さん、70歳、同じく山本フミ子さん、70歳、茶安別、伊藤裕さん、70歳、同じく大島益美さん、73歳、同じく中島智恵子さん、70歳、同じく阿歴内、佐藤初郎さん、70歳、同じく、高橋良子さん、70歳。

次のページです。

住所・氏名・年令・事績、阿歴内、南部廣吉さん、70歳、50年以上本町に在住し、郷土を愛し勤労に励み町の発展に寄与された。

以下、事績については同一につき省略をさせていただきます。

同じく安田弘子さん、70歳。

続きまして2番、善行表彰。住所・氏名・年令・事績、栄、千葉健さん、73歳、教育行政のため、多額の寄附をされた。オソベツ、寒河江正耕さん、59歳、多年にわたり、地域周辺及び高齢者住宅の草刈奉仕を続け、景観の保全と環境美化に貢献された。

続いて、3番、勤続表彰。住所・氏名・年令・事績、磯分内、越崎登美さん、76歳、民生児童委員として20年以上在職された。磯分内、山澤和宏さん。消防団員として20年以

上土職された。

以上、93名の方々を表彰しようとするものであります。

以上で、議案第42号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第42号は原案可決されました。

（4番・伊藤君、10番・館田君着席）

（何か言う声あり）

◎議案第43号

○議長（鈴木裕美君） 日程第12。議案第43号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君）（登壇） 議案第43号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、郵政民営化法（平成17年法律第97号）が、平成17年10月21日に公布され、日本郵政公社が本年10月1日に民営化されるところでございます。

併せて、地方自治法施行令が一部改正されましたので、今般、関係条例を改正しようというものでございます。

第1条、標茶町下水道条例の一部改正につきましては、郵政民営化に伴い公共下水道事業における郵政事業の占用物件、占用料の減免規定を削除するというものでございます。

第2条につきましては、政治倫理の確立のための標茶町長の資産等の公開に関する条例の一部改正につきましては、同じく郵政民営化に伴い公開対象の通常郵便貯金が10月1日の施行時に、郵便貯金銀行に受け継がれ、民間の貯金として取り扱われることとなるため、

郵便貯金の字句を削除するというものでございます。

また、証券取引法等の一部改正が平成18年6月14日に公布され、本年12月中旬までに施行される運びとなっております。改正条項中、第163条であります。政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律が一部改正されたことに伴い、地方公共団体における市長等の資産等の公開条例につきましても、準用規定されていることから、金銭信託の字句の削除、証券取引法を金融商品取引法に字句を改め、今般改正しようというものでございます。

以下、内容についてご説明をいたします。

議案第43号、失礼いたしました。

標茶町下水道条例の一部を改正する条例及び政治倫理の確立のための標茶町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町下水道条例の一部を改正する条例及び政治倫理の確立のための標茶町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。というものでございます。

次のページでございます。

標茶町下水道条例の一部を改正する条例及び政治倫理の確立のための標茶町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

(標茶町下水道条例の一部改正)

第1条 標茶町下水道条例(昭和61年標茶町条例第24号)の一部を次のように改正する。
第20条第2項第3号中「及び郵政事業」を削る。

(政治倫理の確立のための標茶町長の資産等の公開に関する条例の一部改正)

第2条 政治倫理の確立のための標茶町長の資産等の公開に関する条例(平成7年標茶町条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「、貯金(普通貯金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)」を「及び貯金(普通貯金を除く。)」に、「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附則いたしまして、

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第2条中政治倫理の確立のための標茶町長の資産等の公開に関する条例第2条第1項の改正規定(第4号の改正規定を除く。)は証券取引法等の一部を改正する法律平成18年法律第65号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の政治倫理の確立のための標茶町長の資産等の公開に関する条例第2条第1項第4号の規定の適用については、この条例の施行の目前に有していた郵便貯金(通常

郵便貯金を除く。)及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号)附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)は、預金とみなす。というものでございます。

以上で、議案43号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第43号は原案可決されました。

◎議案第44号ないし議案第47号

○議長(鈴木裕美君) 日程第13。議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号を一括議題といたします。

議題4案の提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長(森山 豊君)(登壇) 議案第44号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成19年度一般会計補正予算(第3号)でありまして、歳入、歳出それぞれ18,547千円を増額し、総額を9,498,740千円にしたいというものであります。

歳出の主なものを申し上げますと、追加でGIS公有財産システム機具購入1,523千円、並びに製作委託料で2,426千円、容器包装再商品化委託料で1,280千円、妊婦一般健康診査委託料で2,052千円、緑資源造林事業で9,000千円、町道維持補修事業で7,600千円、防雪柵設置事業7,600千円でございます。

減額するものは、職員給与費で、総額6,454千円、造林事業保育9,000千円、下水道事業会計繰出金1,408千円であります。

一方、歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、更に、普通地方交付税27,337千円、繰越金5,000千円を充当し、収支のバランスを図ったところであります。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

平成19年度標茶町一般会計補正予算(第3号)。

平成19年度標茶町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,547千円を追加し歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ9,498,740千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明申し上げます。

(以下、予算説明書に基づき説明のため、記載省略。)

なお、2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、これまでの説明と重複いたしますので省略させていただきます。

5ページをお開きください。

「第2表 地方債補正」であります。

起債の目的、6番、地域再生事業債につきましては、財源の見直しを行ったため、全て減額でございます。

7、臨時財政対策債につきましては、補正前額234,900千円に600千円を追加し、補正後の額は235,500千円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じであります。

合計で申し上げますが、17,500千円を減額し、643,200千円となります。

次に、20ページをお開き下さい。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末および当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

(以下、予算説明書に基づき説明のため、記載省略。)

以上で、議案第44号の内容説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 水道課長・山口君。

○水道課長(山口 登君)(登壇) 議案第45号、平成19年度標茶町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の提案の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本補正予算の歳出につきましては、処理場管理費の工事請負費で、当初河川区域内の放流管樋門防護のための張りブロックの改修工事でしたが、河川管理者との協議で管理者側で施工することとなり、工事費の減額が主なものであります。

歳入につきましては、一般会計の繰入金の減額が主なものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

平成19年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,408千円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ867,592千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

8 ページをお開きください。

（以下、予算説明書に基づき説明のため、記載省略。）

2 ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、今までの説明申し上げました内容と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第45号の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第46号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成19年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。保険事業勘定では人事異動に伴う人件費、平成18年度国庫支出金等の精算による返還金の追加、介護サービス事業勘定では、やすらぎ園の乾燥洗濯機購入の組替え、居宅介護支援事業費の人夫賃等を減額するものであります。

それでは補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成19年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

平成19年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,128千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ622,036千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,800千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ488,997千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。というものでございます。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に基づき説明いたします。

10ページをお開き下さい。

(以下、予算説明書に基づき説明のため、記載省略。)

2ページへお戻りください。

2ページから5ページまでの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」並びに「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

以上で、議案第46号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長(蛭田和雄君)(登壇) 議案第47号、平成19年度標茶町病院事業会計補正予算(第1号)の趣旨並びに内容につきまして説明を申し上げます。

本件につきましては、平成18年度に市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業により、器械購入いたしました、レセプトコンピューターシステム等10件の元金償還が発生するため、当初予算の資本的支出に計上しております建設改良費の685万6,000円につきまして、新たな科目としてその他固定負債償還金を設け、全額を組替えするとともに、突発的な器械の故障等による器械購入のため、50万円を建設改良費に計上し、予算の補正を行うものであります。

以下、内容について、1ページからご説明申し上げます。

平成19年度標茶町病院事業会計補正予算(第1号)。

第1条(総則)でありまして、平成19年度標茶町病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条は(業務の予定量)であります。平成19年度標茶町病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(4) 主要な建設改良事業、器械及び備品購入費ですが、63,506千円を減じ、5,000千円にするものであります。

第3条は(収益的収入及び支出)でありまして、予算第4条、本文括弧書中、85,372千円を85,872千円に改め、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款、資本的支出は500千円を追加し、15,892千円に、第1項、建設改良費は63,560千円を減額し、500千円に、第3項、その他固定負債償還金は6,856千円を追加し、6,856千円とするものであります。

次に、予算説明書にしたがい説明申し上げます。

6ページをお開きください。

平成19年度標茶町病院事業会計補正予算説明書の資本的収入及び支出の支出であります。1款1項1目、有形固定資産購入費は6,356千円を減額し、500千円とするもので、新設の3項1目、その他固定負債償還金は6,856千円を追加し、6,856千円とするものであり、市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業によるレセプトコンピューターシステムと

器械10件の購入費の元金償還分で、予算の組み換えをしたものであります。

次に、3ページをお開き願います。

平成19年度標茶町病院事業会計補正資金計画でございます。

補正部分のみで説明いたします。

まず、受入資金でございますが、2の前年度の未収金で32,745千円を追加し、計で82,745千円、7の前年度繰越金で3,871千円を減額し、157,459千円、受入資金の合計では28,874千円を追加して、計で1,368,340千円であります。

次に、支払資金でございますが、2の前年度未払金で19,374千円を追加し、計で43,374千円、3の建設改良費で6,356千円を減額し、計で500千円、5のその他固定負債償還金で6,856千円を追加し、計で6,856千円。

支払資金の合計では、198,74千円を追加して、計で、1,218,694千円であります。

受入資金と支払資金の差引では、9,000千円の追加となり、計では149,646千円でございます。

次に、4ページをお開き願います。

平成19年度標茶町病院事業予定貸借対照表（補正後）についてであります。資産の部、1の固定資産、(1)の有形固定資産、イの土地からホ車両までの合計で2,149,807千円、(2)無形固定資産、イ電話加入権388千円で、合計も同額であります。(3)投資イ長期貸付は500,000千円で、合計も同額であります。したがって、固定資産合計は2,650,195千円となります。2の流動資産は(1)の現金・預金から(4)のその他流動資産までで208,961千円で、資産合計は2,859,156千円であります。

次のページにまいります。

負債の部では、3の固定負債は34,860千円、合計も同額であります。4の流動負債(1)の未払金から(3)のその他流動負債までの合計は30,704千円で、負債合計は65,564千円であります。

資本部では5の資本金(1)自己資本金900,388千円、(2)借入資本金は企業債で1,727,956千円、資本金合計で2,628,344千円、6の剰余金(1)資本剰余金については伊受贈財産評価額とロ国庫補助金剰余金までの資本剰余金合計は265,332千円。

(2)欠損金については、イの当年度未処理欠損金100,804千円で欠損金合計も同額であります。剰余金合計165,248千円、資本合計で2,793,592千円、負債資本合計で2,859,156千円であります。

次に、2ページをお開き願います。

平成19年度標茶町病院事業会計補正予算実施計画につきましては、先の説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

なお、本案につきましては、9月19日開催の病院運営委員会に諮問し、了承を得ておりますことを報告し、議案第47号の説明を終らせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議題4案は、直ちに、議長を除く15名で構成する議案第44号・第45号・第46号・第47号審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することに、いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題4案は、議長を除く15名で構成する議案第44号・第45号・第46号・第47号審査特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

(「異議なし」の声あり)

◎延会の宣告

○議長(鈴木裕美君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

(午後 4時50分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員10番 舘田賢治

署名議員11番 深見 迪

署名議員12番 田中敏文

署名議員13番 川村多美男

平成19年標茶町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成19年9月27日（水曜日） 午後 1時00分開会

- 第 1 議案第44号 平成19年度標茶町一般会計補正予算
議案第45号 平成19年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第46号 平成19年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第47号 平成19年度標茶町病院事業会計補正予算
(議案第44号・第45号・第47号・第47号審査特別委員会報告)
- 第 2 議案第48号 固定資産評価委員会委員の選任について
- 第 3 認定第 1号 平成18年度標茶町病院事業会計決算認定について
認定第 2号 平成18年度標茶町上水道事業会計決算認定について
認定第 3号 平成18年度標茶町一般会計決算認定について
認定第 4号 平成18年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定
について
認定第 5号 平成18年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について
認定第 6号 平成18年度標茶町老人保健特別会計決算認定について
認定第 7号 平成18年度標茶町土地区画整理事業特別会計決算認定について
認定第 8号 平成18年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について
- 第 4 意見書案第5号 地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の着実な推進に関
する意見書
- 第 5 閉会中継続調査の申し出について（総務委員会）
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
閉会中継続調査の申し出について（産業建設委員会）
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 第 6 議員派遣について

○出席議員（16名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 田 中 進 君 | 2番 黒 沼 俊 幸 君 |
| 3番 越 善 徹 君 | 4番 伊 藤 淳 一 君 |
| 5番 菊 地 誠 道 君 | 6番 後 藤 勲 君 |
| 7番 林 博 君 | 8番 小野寺 典 男 君 |
| 9番 末 柄 薫 君 | 10番 館 田 賢 治 君 |
| 11番 深 見 迪 君 | 12番 田 中 敏 文 君 |
| 13番 川 村 多美男 君 | 14番 小 林 浩 君 |

15番 平川昌昭君

16番 鈴木裕美君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	及川直彦君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	森山豊君
税務課長	中居茂君
管理課長	今敏明君
住民課長	妹尾昌之君
農林課長	牛崎康人君
商工観光課長	佐藤啓一君
建設課長	井上栄君
水道課長	山口登君
育成牧場長	表武之君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	臼井好和君
教育長	吉原平君
教育管理課長	島田哲男君
社会教育課長	藤岡克己君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤吉彦君
議事係長	中島吾朗君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開議の宣告

- 議長(鈴木裕美君) 昨日に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午前15時30分開会)

◎議案第44号ないし議案第47号

- 議長(鈴木裕美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1。議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

議題4案に関し、付託いたしました議案第44号・第45号・第46号・第47号審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(鈴木裕美君) ご質疑はないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、議題4案を一括採決いたします。

議題4案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

議題4案を、委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号は、いずれも委員長報告のとおり原案可決されました。

◎議案第48号

○議長（鈴木裕美君） 日程第2。議案第48号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第48号の提案の趣旨並びに内容について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。平成19年10月31日付をもって任期満了となる委員に、次の方を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

議案第48号、固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので地方税法（昭和25年法律第226号）第142条の規定によって議会の同意を求める。というものでございます。

住所につきましては、川上郡標茶町桜11丁目14番地。氏名は田中俊彦氏。生年月日は昭和22年4月15日でございます。

田中氏の経歴につきましては、資料をお手元に配布させていただきましたので、説明は省略させていただきたいと思っております。

田中氏は標茶町農協の常務理事を務められており、人望も厚く、識見も高い方です。また、農協職員納税貯蓄組合の役員を長く務めなど、税にも精通されており、ご就任についてご審議くださいませ、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案趣旨の説明とさせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（「賛成者」起立）

○議長（鈴木裕美君） 起立全員であります。

よって、議案第48号は原案同意されました。

◎認定第1号ないし認定第8号

○議長（鈴木裕美君） 日程第3。認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました認定8案は、直ちに、議長・監査委員を除く14名で構成する平成18年度標茶町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、閉会中継続審査とすることにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました認定8案は、議長・監査委員を除く14名で構成する平成18年度標茶町各会計決算審査特別委員会に付託し、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

◎意見書案第5号

○議長（鈴木裕美君） 日程第4。意見書案第5号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第5号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第5号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第5号については、会議規則運用細則第10条の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第5号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第5号を採決いたします。

意見書案第5号を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第5号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（鈴木裕美君） 日程第5。閉会中継続調査の申し出を議題いたします。

総務委員会、厚生文教委員会、産業建設委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、総務委員会、厚生文教委員会、産業建設委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長（鈴木裕美君） 日程第6。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

釧路支庁管内町村議会議長会主催の町村議会議員研修会が、平成19年11月22日鶴居村で開催されます。

この研修会に全議員を派遣することに、いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第117条の規定により、議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上をもって、平成19年標茶町議会第3回定例会を閉会いたします。

（午後 3時39分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員番 10番 舘田賢治

署名議員番 11番 深見迪

署名議員番 12番 田中敏文

署名議員番 13番 川村多美男